

「南相馬市こども計画」の素案について パブリックコメント手続を実施する件(概要)

1 計画策定の趣旨

「第二期子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、「こども基本法」に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」を包含する、「南相馬市こども計画」(素案)について、パブリックコメント手続を実施するもの。

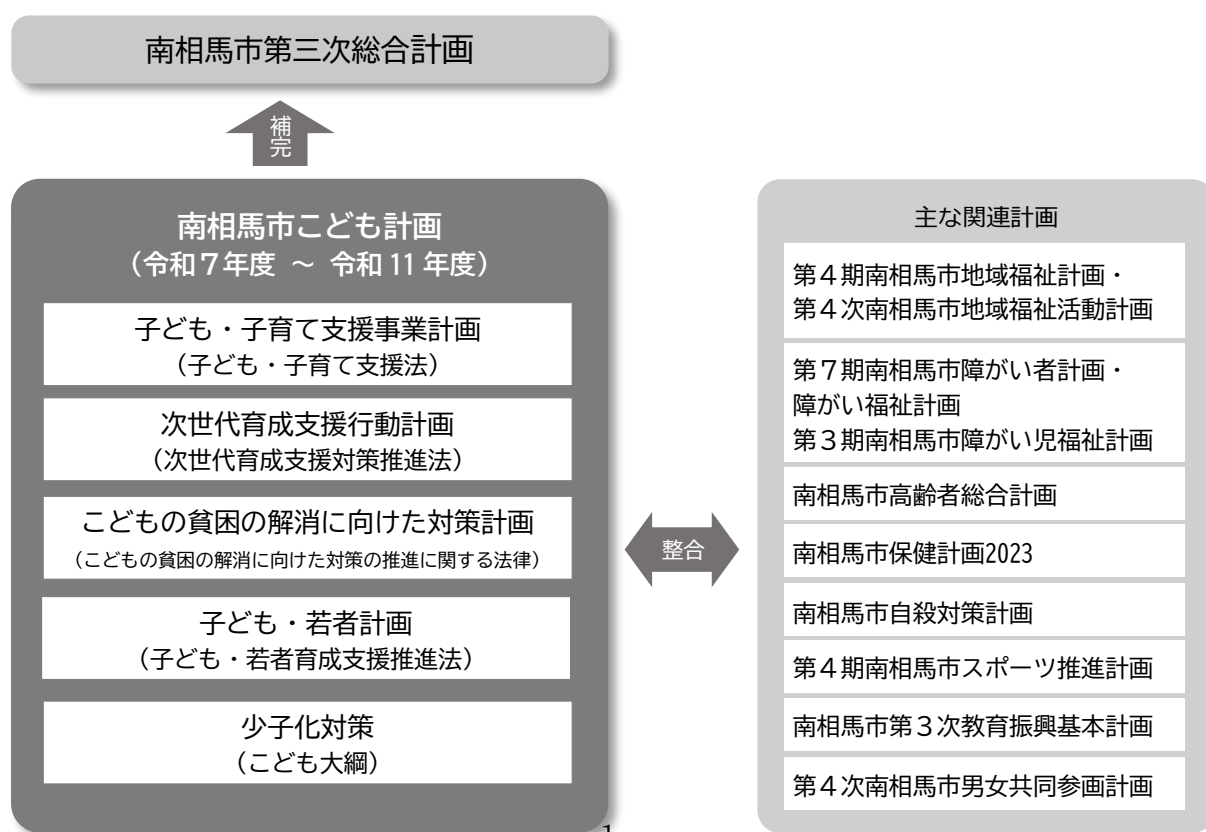
2 計画の概要

(1)計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」(放課後子ども総合プランに基づく取組内容を含む)、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」、こども大綱を踏まえた「少子化対策」を本計画に含むものとする。

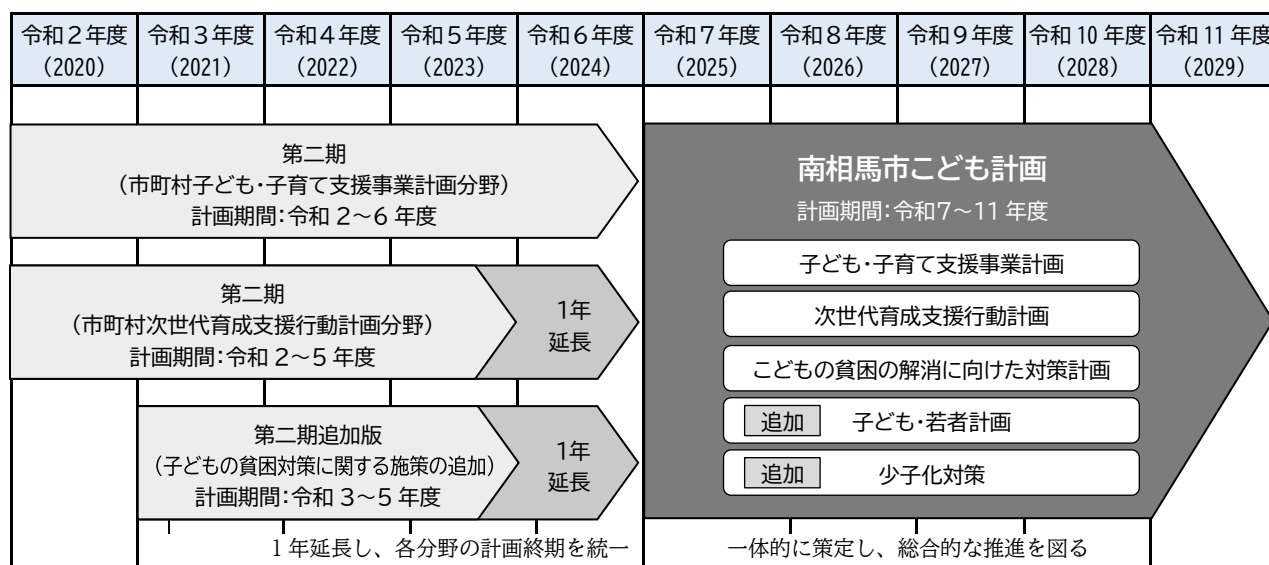
また、こどもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、労働、住宅・都市基盤整備などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進する。

【関連計画との関係】



(2)計画期間

子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画の期間とする。



(3)計画の策定体制

ア アンケート調査の実施

こども計画の策定に向けた基礎調査として、それぞれの目的に沿って各年代のこどもや当事者から意見を聞くため、下記のアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するニーズ調査（調査実施期間: 令和6年4月22日～5月10日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	462件	46.2%
小学生の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	403件	40.3%

②こどもの生活に関するアンケート（調査実施期間: 令和6年6月13日～6月28日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
小学5年生の児童	352件	学校を通じて配布・回収	199件	56.5%
中学2年生の生徒	323件	学校を通じて配布・回収	196件	60.7%
小学5年生の保護者	352件	学校を通じて配布・回収	201件	57.1%
中学2年生の保護者	323件	学校を通じて配布・回収	200件	61.9%
児童扶養手当受給世帯	353件	郵送配布、郵送またWEB回答	144件	40.8%

③こども・若者の意識調査（調査実施期間：令和6年5月 29 日～6月 14 日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
18～39歳のこども・若者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	223件	22.3%

④子育て支援に関するアンケート（調査実施期間：令和6年5月 31 日～6月 12 日）

調査対象者	対象数	調査方法	有効回収数	有効回収率
市内の幼稚園、保育園、こども関連事業所	18事業所	郵送配布、郵送回収	16事業者	88.9%

イ こども・若者からの意見聴取

「こども基本法」第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、市内の小学生、中学生、高校生から意見聴取を行いました。

① こども未来ミーティングU18(対面型のミーティング)

対象者	開催日	開催場所	参加者
小学4年生～18歳の方	令和5年12月9日	南相馬市市民文化会館ゆめはっと(多目的ホール)	26名
小学4年生～18歳の方	令和6年9月23日	ひがし生涯学習センター(研修室)・高見公園エリア	28名

② こどもLetter(Webを活用した意見聴取)

対象者	実施期間	方法
小学4年生～18歳の方	令和6年7月～	市ホームページの申請フォームから募集

③ 3/1卒業おめでとう撮影会(アンケート調査)

対象者	開催日	開催場所	参加者
18歳の方 (巣立ち応援18歳祝い金支給事業対象)	令和5年3月1日	市民情報交流センター(マルチメディアホール)	92名
	令和6年3月1日	市民情報交流センター(マルチメディアホール)	120名

ウ 子ども・子育て審議会による協議

「子ども・子育て支援法」に基づき設立された南相馬市子ども・子育て審議会で、市の子どもや子育て支援についての意見交換と本計画の方向性に関する意見を聴取しました。

エ 庁内検討会議による協議

庁内検討組織として「南相馬市こども計画策定ワーキンググループ」を設置し、こどもや子育てに係る各分野における具体的な施策の検討等を行いました。

3 計画の体系

(1)基本理念

「こどもたちが自分らしく成長できる、みんなの笑顔があふれるまち南相馬市」

(2)基本目標

I. こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

こどもの権利の理解促進やこどもの意見表明・参加の促進のほか、児童虐待防止対策、困難に直面するこどもへの支援、こども・若者の健全育成と自立支援など、こども・若者の人権を守るための支援を行います。

II. 安心してこどもを産み育てることができるまち

結婚・妊娠・出産・子育てへの支援や保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭等への経済的支援と仕事と家庭との両立支援など、安心してこどもを産み育てていくための環境整備と子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

III. こどもが健やかに成育できるまち

ひとり親家庭への支援、障がいや発達の違いがあるこどもへの支援の充実のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策など、社会援助が必要なこどもや家庭に対する支援を行います。

IV. 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

安心・安全な環境やこども・子育てに優しいまちづくりのほか、子育てを支援する地域のネットワークづくりなど、地域協働によるこどもの育ちを支援するための環境整備を図ります。

施策の方向 ※『』は子ども向けの表現

- 1 **子どもの権利の理解促進** 『子どもの権利の大切さを広めていきます』
- 2 **子どもの意見表明・参加の促進** 『子どもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくれます』
- 3 **児童虐待防止対策の充実** 『子どもを虐待から守ります』
- 4 **困難に直面する子どもへの支援** 『むずかしい問題を持つ子どもをサポートします』
- 5 **子ども・若者の健全育成と自立支援** 『子どもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします』
- 6 **多様な体験・ふれあいの機会づくり** 『いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくれます』

- 1 **結婚・妊娠・出産・子育てへの支援** 『安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくれます』
- 2 **保育サービス・幼児教育の充実** 『幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます』
- 3 **子育て家庭等への経済的支援** 『子育てなどにかかる費用の負担をサポートします』
- 4 **仕事と家庭との両立支援** 『子育てをしながら仕事ができる社会をつくれます』

- 1 **子どもの貧困対策の推進** 『日常生活に困っている状況にある子どもをサポートします』
- 2 **ひとり親家庭への支援の充実** 『親がひとりの家庭に対してサポートします』
- 3 **障がいや発達の違いなどに対する支援の充実** 『障がいや発達に課題のある子どもの成長をささえます』

- 1 **安心・安全な子育て環境の整備** 『安全で、安心して子育てができる環境をととのえます』
- 2 **子ども・子育てに優しいまちづくり** 『子どもや子育てする人を市民みんなで応援する社会をつくれます』
- 3 **子育て支援のネットワークづくり** 『地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくれます』
- 4 **被災児童等への支援** 『東日本大震災によりケアが必要な子どもをささえます』

4 現計画の評価・点検の結果

本計画を策定するにあたり、前期計画である第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画に掲載した事業について点検を行い、その達成度合いから、市の子育て施策の現状、課題、今後取り組むべき方向性等を分析しました。

5 パブリックコメント手続にて公表する資料

- ・資料2 南相馬市こども計画(素案)【概要版】
- ・資料3 南相馬市こども計画(素案)【全体版】

6 今後の主なスケジュール(予定)

No.	日程	項目
1	令和6年10月28日(月)	第3回南相馬市子ども・子育て審議会(計画素案審議)
2	令和6年11月7日(木)	企画調整会議(パブリックコメント手続前)
3	令和6年11月14日(木)	庁議(パブリックコメント手続前)
4	令和6年11月19日(火)～ 28日(木)	小高・鹿島・原町区 地域協議会(報告)
5	令和6年12月2日(月)～ 23日(月)	パブリックコメント手続
6	令和7年1月16日(木)	第4回南相馬市子ども・子育て審議会(諮問)
7	令和7年2月4日(火)	企画調整会議(パブリックコメント手続後)
8	令和7年2月13日(火)	庁議(パブリックコメント手続後)
9	令和7年2月下旬	市議会へのパブリックコメント結果報告(棚入れ)
10	令和7年3月	こども・子育て応援条例一部改正議案上程 (条文に記載されている計画名称の変更)
11	令和7年3月	計画策定・公表

南相馬市こども計画概要版

1 計画概要

計画策定の目的

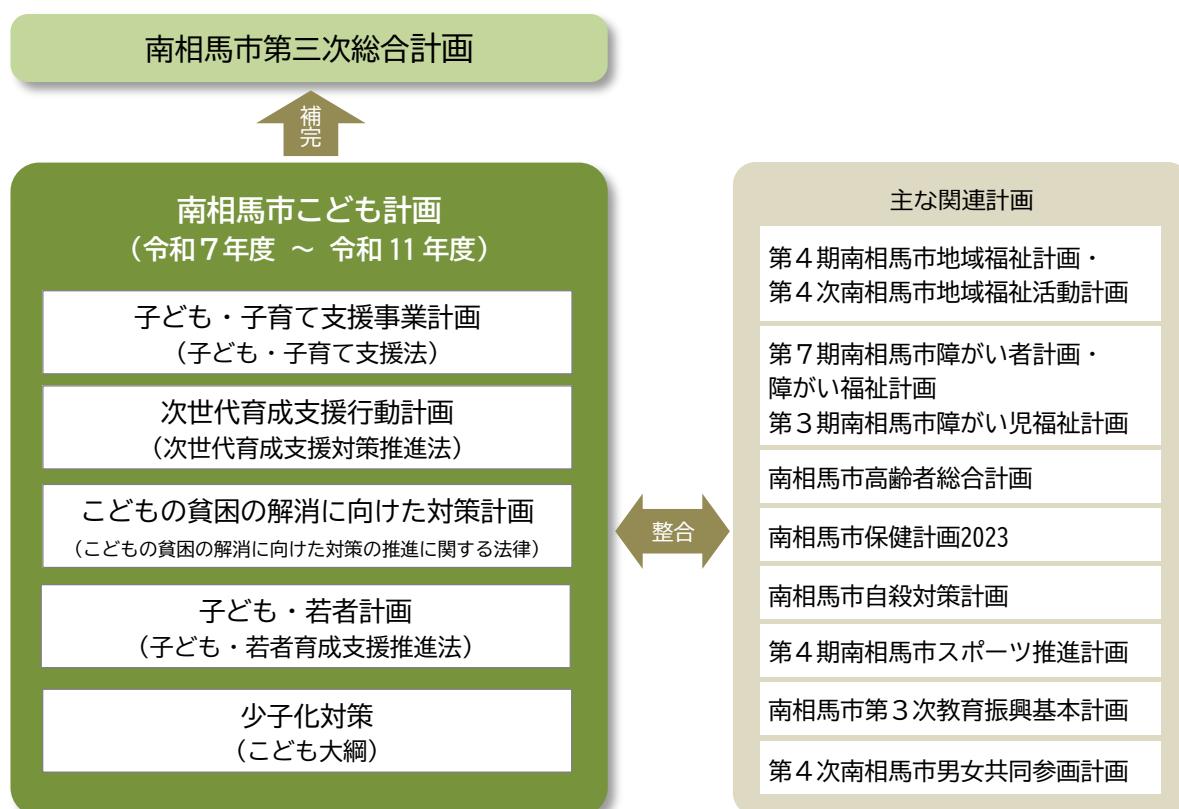
国は、令和 5 年 4 月にこども政策を総合的に推進することを目的とした『こども基本法』を施行し、また、令和 5 年 12 月にはすべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会「こどもまんなか社会」を目指す『こども大綱』を策定しました。

本市においては、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、こどもの数は大きく減少し、安心して子育てができる環境の整備や、保護者の孤独、児童虐待、こどもの安全対策など、こども・子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応するため、令和 2 年 3 月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を総合的に推進してきました。この計画が令和 6 年度で終了することから、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案した「南相馬市こども計画」を策定しました。

計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」として位置づけ、子ども・子育て支援法に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」を含むものとともに、こども大綱に定める少子化対策の推進に関する事項についても含むものとします。

また、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」や関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



計画期間

本計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 (2029)
第二期 (市町村子ども・子育て支援事業計画分野) 計画期間: 令和 2～6 年度					南相馬市こども計画 計画期間: 令和 7～11 年度 子ども・子育て支援事業計画 次世代育成支援行動計画 こどもの貧困の解消に向けた対策計画 追加 子ども・若者計画 追加 少子化対策 一体的に策定し、総合的な推進を図る				
第二期 (市町村次世代育成支援行動計画分野) 計画期間: 令和 2～5 年度				1年 延長					
第二期追加版 (子どもの貧困対策に関する施策の追加) 計画期間: 令和 3～5 年度			1年 延長						
1 年延長し、各分野の計画終期を統一									

計画策定にあたって・・・

こどもたちの意見を本計画の策定やこども・子育て施策につなげるため、令和 5 年度よりこどもたちが普段感じていることや考えていることを市のまちづくりやこども政策に関わる大人と直接対話する「こども未来ミーティング U18」を開催しています。



本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的な取組が求められています。

本市においても、本計画を推進し、こどもや子育て家庭の課題の解消を図ることで、国際的な目標であるSDGsの理念の実践を図ります。



【本計画の取組と関連性の高い目標】

	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う		目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する		目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
	目標17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

2

計画の基本的な考え方

基本理念

こどもたちが自分らしく成長できる、
みんなの笑顔があふれるまち南相馬

こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切にし、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことが、私たち市民の重要な役割です。

こどもたちの成長や多様な価値観を地域全体で支援し、こどもたち一人ひとりが健やかに成長することで、保護者や家族、地域に笑顔があふれるまちの実現を目指し、本計画の基本理念を掲げます。

計画を推進するための視点

計画を推進するにあたって基本となる考え方として、次の4つの視点を設定し、計画を推進していきます。

1

こどもを
権利の主体として尊重し、
意見を受けとめ、
こどもの最善の利益を考慮す
る



2

こども、子育て当事者の
ライフステージに応じた
切れ目のない支援を実施する



3

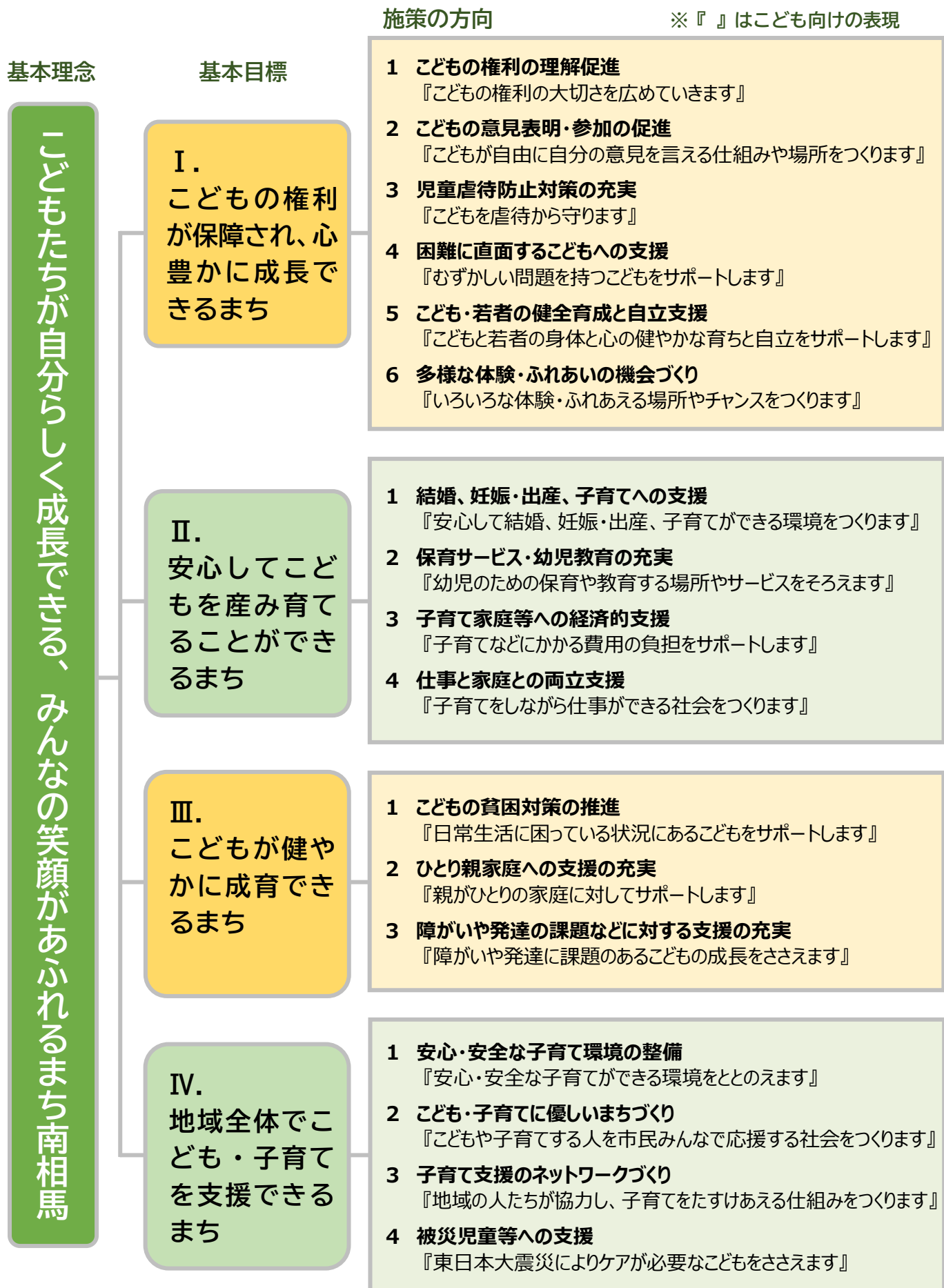
すべてのこどもが
生まれ育った環境に
左右されることなく、
健やかに成長できるよう支援する



4

地域社会全体で
相互に連携・協力して
こども・子育てを
応援するまちづくりを推進する





※『』はこども向けの表現

3

分野別施策の展開

基本目標 1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

こどもの権利の理解促進やこどもの意見表明・参加の促進のほか、児童虐待防止対策、困難に直面するこどもへの支援、こども・若者の健全育成と自立支援など、こども・若者の人権を守るための支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 こどもの権利の理解促進 『こどもの権利の大切さを広めていきます』
道徳(人権)教育、こどもの人権に関する研修会の実施
- 2 こどもの意見表明・参加の促進
『こどもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくります』
こどもの意見聴取に関する取組、まちづくりについて意見を表明する機会(場)の提供
- 3 児童虐待防止対策の充実 『こどもを虐待から守ります』
虐待対応研修会、子育て世帯訪問支援事業
- 4 困難に直面するこどもへの支援 『むずかしい問題を持つこどもをサポートします』
相談体制の充実、ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発
- 5 こども・若者の健全育成と自立支援
『こどもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします』
こども・若者の健全育成と自立支援の推進、中学生職場体験等支援事業
- 6 多様な体験・ふれあいの機会づくり
『いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくります』
多様な体験学習と生涯学習の推進、こども探検隊事業

基本目標 2 安心してこどもを産み育てることができるまち

結婚、妊娠・出産、子育てへの支援や保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭等への経済的支援と仕事と家庭との両立支援など、安心してこどもを産み育てていくための環境整備と子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援
『安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくります』
結婚新生活支援事業、母子保健事業、子育て情報発信事業
- 2 保育サービス・幼児教育の充実
『幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます』
こども誰でも通園制度、保育士等人材確保事業、幼保小連携・接続
- 3 子育て家庭等への経済的支援 『子育てなどにかかる費用の負担をサポートします』
医療費・給食費・保育料無償化、在宅保育支援金、巣立ち応援18歳祝い金支給事業
- 4 仕事と家庭との両立支援 『子育てをしながら仕事ができる社会をつくります』
男性育児休業取得支援、魅力ある職場環境づくり事業の推進

基本目標 3 こどもが健やかに成育できるまち

ひとり親家庭への支援、障がいや発達の違いがあるこどもへの支援の充実のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策など、社会援助が必要なこどもや家庭に対する支援を行います。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 こどもの貧困対策の推進
『日常生活に困っている状況にあるこどもをサポートします』
こどものための SNS 相談・子育て世帯訪問支援事業
- 2 ひとり親家庭への支援の充実 『親がひとりの家庭に対してサポートします』
ひとり親家庭総合支援事業
- 3 障がいや発達の課題などに対する支援の充実
『障がいや発達に課題のあるこどもの成長をささえます』
幼児通級指導(ことばの教室)事業、発達障がい等児童早期発見・早期支援事業

基本目標 4 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

安心・安全な環境やこども・子育てに優しいまちづくりのほか、子育てを支援する地域のネットワークづくりなど、地域協働によるこどもの育ちを支援するための環境整備を図ります。

施策の方向・主な取組

※『』はこども向けの表現

- 1 安心・安全な子育て環境の整備 『安全で、安心して子育てができる環境をととのえます』
夜間小児科・内科初期救急医療事業、「赤ちゃんの駅」の取組
- 2 こども・子育てに優しいまちづくり
『こどもや子育てする人を市民みんなで応援する社会をつくります』
「ベビーファースト運動」への参画、「赤ちゃんの駅」の取組、南相馬市ファミリーフォトコンテスト事業
- 3 子育て支援のネットワークづくり
『地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくります』
子育て情報発信事業
- 4 被災児童等への支援 『東日本大震災によりケアが必要なこどもをささえます』
東日本大震災遺児等支援金支給事業

成果指標

計画期間中（令和 7 年度から令和 11 年度まで）の達成度を評価するため、本計画の進行管理は、年 1 回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

基本目標 1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
「こどもの権利」が大切にされていると思うこどもの割合（小5・中2）	65.5%	70%
思春期保健教室における自分自身が好きであると思うこどもの割合	66.6%	70%

基本目標 2 安心して子どもを産み育てることができるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
出生数	272 人	300 人
子育て支援に対し「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合	81.1%	現状値を維持する

基本目標 3 こどもが健やかに成育できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
相対的貧困率（小5・中2保護者）	9.3% （R 6 アンケート結果）	現状値を下回る
養育費受領率	23.2%	35.8%

基本目標 4 地域全体で子ども・子育てを支援できるまち

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
地域の人や社会に子育てが支えられていると感じる保護者の割合	就学前児童の保護者 65.1% 小学生の保護者 62.1%	就学前児童の保護者 小学生の保護者ともに 70.0%

4

こども・子育て支援サービスの見込量

本計画のうち、「市町村子ども・子育て支援事業計画」にあたる幼稚園、保育園の預かり等の需給分野については、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」のニーズ量と確保見込量を定め、計画期間内の確保を目指します。

教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢※1
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・保育園(所) ・認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・認定こども園 (地域型保育事業※2)	0～2歳

※1 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

※2 地域型保育事業

- ①家庭的保育 : 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育
- ②小規模保育 : 少人数(定員6～19人)を保育
- ③事業所内保育 : 事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育
- ④居宅訪問型保育 : 保護者の自宅で、1対1で保育

教育・保育の量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。
いずれも需要を上回る量の提供を予定しており、今後5年間で受け皿が確保される見込みとなっています。

区分	計画終了年度(令和11年度)	
	量の見込み	確保方策
幼稚園等	321人	331人
【1号】3～5歳、保育の必要性なし	173人	180人
【2号】3～5歳、幼稚園の利用希望者のうち保育が必要	148人	151人
保育園等	838人	889人
【2号】3～5歳、保育園等の利用希望者	433人	468人
【3号】0歳	86人	92人
【3号】1、2歳	319人	329人

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策について、以下のように設定しました。全ての事業で需要を上回る量の提供を予定しています。

事業名	事業の内容	計画終了年度（令和 11 年度）	
		量の見込み	確保方策
利用者支援事業	こども家庭センターにおいて、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う事業です。	1 箇所	1 箇所
妊婦等包括相談支援事業	妊婦や子育て世帯向けの面談支援と経済援助を統合的に提供する事業です。	908 回/年	908 回/年
地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）	子育て支援センターにおいて、子育て親子の交流、相談援助等を行う事業です。	24,134 人/年	24,134 人/年
産後ケア事業	母体回復支援や育児相談などを訪問型、日帰り型、宿泊型で提供します。	91 人/年	100 人/年
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいる全家庭を訪問し、育児不安や悩みの傾聴や情報提供を行うとともに、提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行う事業です。	230 人/年	230 人/年
養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、育児の不安解消や環境改善の指導を行いました。	42 人/年	70 人/年
子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境の悪化による虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えます。	20 世帯/年	20 世帯/年
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	保護者が一時的に児童を養育することが困難となった場合や経済的な理由により、緊急一時的に、児童養護施設等において母子の保護を行う事業です。	9 人/年	10 人/年
子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎などについて連絡・調整を行う事業です。	526 人/年	540 人/年
一時預かり事業（一般型）	保育園（所）や子育て支援センターにおいて、在園していない乳幼児を一時的に預かる事業です。	2,234 人/年	3,050 人/年
一時預かり事業（幼稚園型）	幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う事業です。	33,381 人/年	34,200 人/年
		1,730 人/年	1,800 人/年
		31,651 人/年	32,400 人/年
延長保育事業	保育園（所）、認定こども園において、通常保育時間を超え、延長して保育を行う事業です。	47 人	56 人
病児・病後児保育事業	病気により登園できないこどもや病気の回復途中の子ども等を、病院・保育園（所）等に付設の専用スペース等で、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。	600 人/年	720 人/年
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどで、放課後や長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて健全育成を図る事業です。	894 人	935 人
児童育成支援拠点事業（子どもの居場所づくり事業）	家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や学習のサポート、こどもや家庭の状況から関係機関へのつなぎを行う等の支援を行います。	26 人	30 人
親子関係形成支援事業	こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びそのこどもに対し、講義等を通じて、相談及び助言等を行う事業です。	26 人	30 人
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園支援事業）	保護者の就労にかかわらず0歳から2歳までの未就園児が保育施設に通える事業です。	19 人	19 人

南相馬市 こども計画

令和7年度～令和11年度

～ 素 案 ～

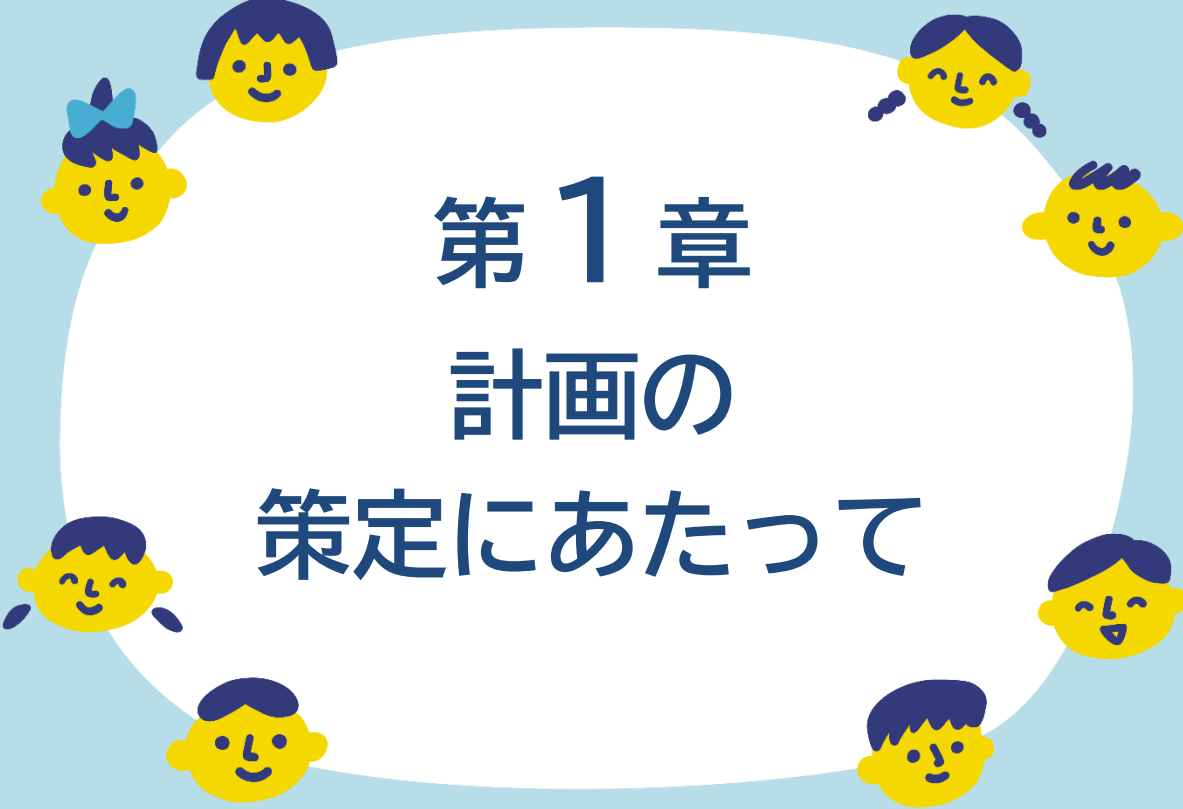
令和6年11月

南相馬市

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の目的	3
第2節 計画の位置づけ	5
1 国などの関連計画との関係	5
2 計画の対象	5
第3節 計画の期間及び構成	6
第4節 計画の策定体制	7
1 アンケート調査の実施	7
2 こども・若者からの意見聴取	8
3 子ども・子育て審議会による協議	8
4 庁内検討会議による協議	8
5 パブリックコメントの実施	8
第2章 こどもを取り巻く現状と課題	9
第1節 南相馬市の現状	11
1 人口動態等の状況	11
2 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況	16
第2節 こどもたちの声	20
第3章 計画の基本的な考え方	21
第1節 計画の基本理念	23
第2節 計画を推進するための視点	24
第3節 基本目標	25
第4節 施策の体系	25
第4章 施策の展開	29
基本目標1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち	31
基本目標2 安心してこどもを産み育てることができるまち	44
基本目標3 こどもが健やかに成育できるまち	53
基本目標4 地域全体でこども・子育てを支援できるまち	61
第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量	71
第1節 教育・保育の量の見込みと確保方策	73
第2節 こどもの人口の見通し	73
第3節 量の見込みと確保方策	74
1 算出項目	74
2 教育・保育の量の見込みと確保方策	76
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	77
第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容	89
1 認定こども園の普及について	89

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について	89
3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園（所） と小学校等との連携の推進について	89
第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	90
第6章 計画の推進	91
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	93
第2節 計画の推進	94
第3節 施策の周知	94
第4節 S D G s（持続可能な開発目標）の理念の実践	95

An illustration featuring eight stylized children's faces with yellow skin and dark blue hair, arranged in a circle around the central text. The faces have various expressions and hairstyles, including pigtails and a bow. The entire graphic is set against a light blue background.

第1章 計画の 策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

近年、急速な少子化の進行による労働力人口の減少や社会保障負担の増加、核家族化や地域のつながりの希薄化などによる子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期の質の高い教育ニーズの高まりなど、こどもや子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待、こどもの貧困、ヤングケアラー、自殺者数の高止まりなど、様々な問題が顕在化しています。

国においては、このような課題を解決するため、令和5年4月にこども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」を施行し、こども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁を発足、令和5年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が閣議決定されました。

この「こども大綱」は、こども基本法に基づき更なるこどもに関する施策を総合的に推進するために「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」を一元化したもので、全てのこども・若者が生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である、「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

令和6年6月には「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が成立し、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置が講じられました。加えて「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の一部が改正され、法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改称されました。これにより、目的の明確化が図られ、こどもの現在の貧困を解消するとともに、こどもの将来の貧困を防ぐこと、妊娠から出産、そしておとなになるまでの支援を切れ目なく行うことが新たに規定され、解消すべきこどもの貧困について具体化されています。

本市においても、東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、こどもの数は大きく減少し、保護者の孤立、児童虐待、こどもの安全対策など、こどもや子育て家庭を取り巻く様々な課題に対応するため、令和2年3月に「第二期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、各施策を総合的に推進してきました。

この計画が令和6年度に最終年度を迎えることから、「こども基本法」に基づいた「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」及びこども大綱に定める少子化対策の推進に関する事項を包含する、令和7年度から令和11年度までの5年間で計画期間とした「南相馬市こども計画」を策定しました。

【こども・子育てにおける近年の国の動き】

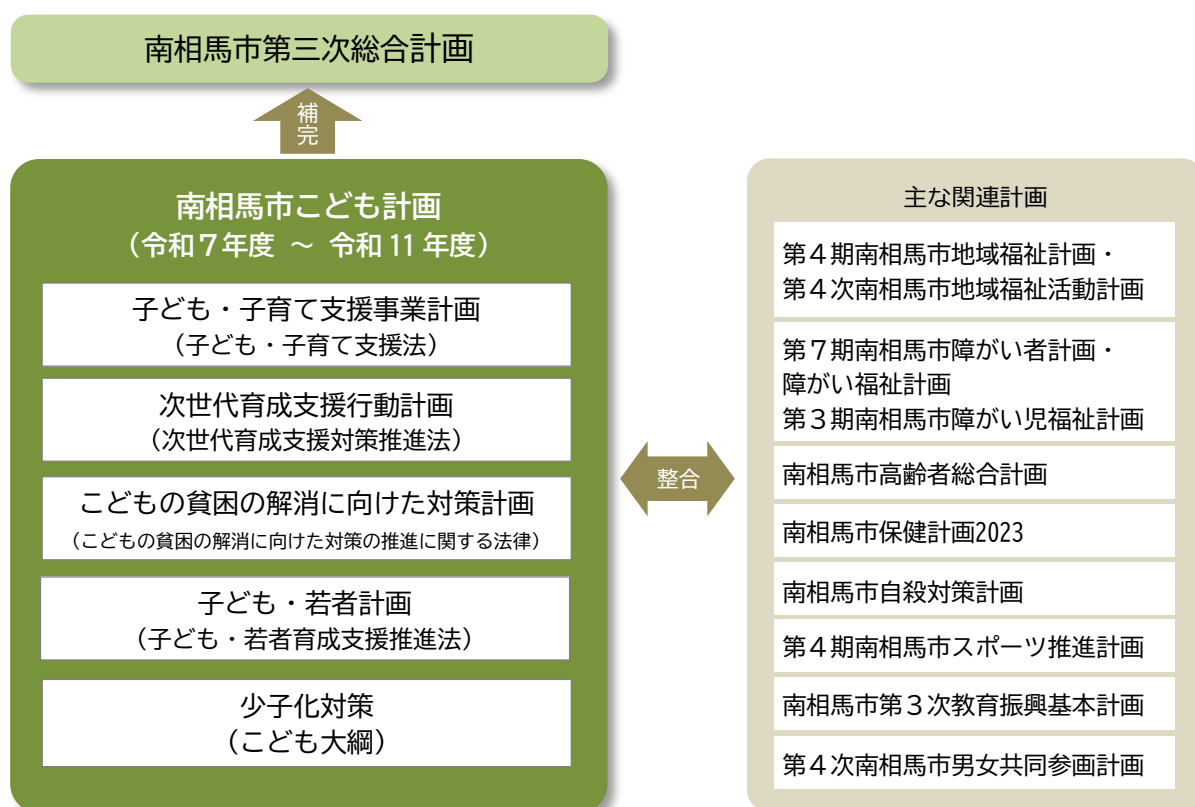
	法律・制度等	内 容
平成 27 年 (2015 年)	子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
平成 30 年 (2018 年)	子ども・子育て支援法等の 一部改正	・保育充実事業の実施、協議会の設置、教育認定こどもの利用者負担の引き下げ
令和元年 (2019 年)	子供の貧困に関する大綱 (第2次)改定	・学力保障、高校中退予防、中退後支援の観点を含む教育支援体制の整備 ・妊娠・出産期からの切れ目ない支援、困難を抱えた女性への支援 ・生活困窮家庭の親の自立支援
令和 2 年 (2020 年)	少子化社会対策大綱 (第4次)改定	・「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策 ・結婚支援、妊娠・出産への支援、仕事と子育ての両立、地域・社会による子育て支援、経済的支援
令和 3 年 (2021 年)	子供・若者育成支援推進 大綱(第3次)改定	・全てのこども・若者の健やかな育成、困難を有するこども・若者やその家族の支援、創造的な未来を切り拓くこども・若者の応援、こども・若者の成長のための社会環境の整備、こども・若者の成長を支える担い手の養成・支援
令和5年 (2023 年)	こども家庭庁の設置	・こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁が創設
	こども基本法成立	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備、関係者相互の有機的な連携の確保
	こども大綱の閣議決定	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等 ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
	こども未来戦略の閣議決定	・若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す
令和 6 年 (2024 年)	こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	次世代育成支援対策 推進法改正	・令和17年(2035年)3月末までの時限立法に再延長
	子ども・子育て支援法等の 一部改正(令和6年6月5 日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・全てのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育での推進 ・給付等を支える財政基盤の確保と見える化の推進
	子どもの貧困対策の推進に 関する法律の改正(令和6 年6月26日公布)	・「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められ、目的や基本理念において解消すべき「こどもの貧困」を具体化 ・総合的なこどもの貧困の解消に向けた対策を推進し、こどもがその権利、利益を害され、社会から孤立することのない社会の実現を目指す

第2節 計画の位置づけ

1 国などの関連計画との関係

本計画は、こども基本法第10条第2項の「市町村こども計画」として位置づけ、また、子ども・子育て支援法第61条第1項に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に定める「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に定める「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に定める「子ども・若者計画」、こども大綱を踏まえた「少子化対策」を本計画に含むものとします。

さらに、本市の最上位計画である「南相馬市第三次総合計画」の「政策の柱2 子ども・子育て」の部門別計画として位置づけるとともに、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐものとします。また、こどもと子育てを取り巻く福祉、教育、保健、医療、労働、住宅・都市基盤整備などの関連計画との整合・連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。



2 計画の対象

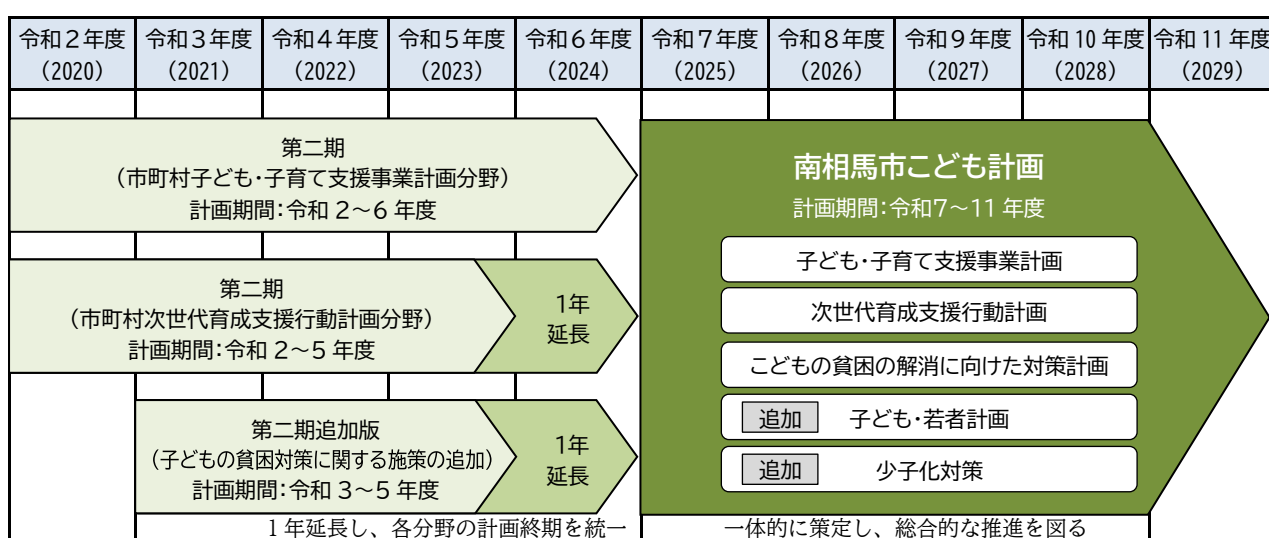
本計画では、生まれる前から乳幼児期を経て青年期を迎える、おおむね18歳までのこどもとその家庭を対象とします。また、「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、「若者」とは思春期・青年期のおおむね18歳～30歳未満までと定義しますが、就労支援等の施策によっては、青年期を過ぎた39歳までを対象とします。

第3節 計画の期間及び構成

子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画の期間とします。

また、「子ども・子育て支援事業計画」「次世代育成支援行動計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」「子ども・若者計画」を「市町村子ども計画」に包含して策定することができるものであることから、本市においても、新たに「南相馬市子ども計画」として、既存の各法令を一体的に策定することで、こども施策を総合的に推進し、より効果的な施策の展開を図ることとします。

なお、計画期間中であっても、国や県の動向、社会情勢や市の状況の変化、こどもや子育て家庭、若者のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



さらに、本計画においては、総合的な子ども・子育て事業に関する分野（第4章）と、市町村における幼児期の教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需給量の見込みと確保量を示す市町村子ども・子育て支援事業計画に関する分野（第5章）の二つの分野で展開しています。

第4節 計画の策定体制

1 アンケート調査の実施

こども計画の策定に向けた基礎調査として、それぞれの目的に沿って各年代のこどもや当事者から意見を聞くため、下記のアンケート調査を実施しました。

①子育て支援に関するニーズ調査（調査実施期間：令和6年4月22日～5月10日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	462件	46.2%
小学生の保護者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	403件	40.3%

②こどもの生活に関するアンケート（調査実施期間：令和6年6月13日～6月28日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
小学5年生の児童	352件	学校を通じて配布・回収	199件	56.5%
中学2年生の生徒	323件	学校を通じて配布・回収	196件	60.7%
小学5年生の保護者	352件	学校を通じて配布・回収	201件	57.1%
中学2年生の保護者	323件	学校を通じて配布・回収	200件	61.9%
児童扶養手当受給世帯	353件	郵送配布、郵送またWEB回答	144件	40.8%

③こども・若者の意識調査（調査実施期間：令和6年5月29日～6月14日）

調査対象者	配布数	調査方法	有効回収数	有効回収率
18～39歳のこども・若者	1,000件	郵送配布、郵送またWEB回答	223件	22.3%

④子育て支援に関するアンケート（調査実施期間：令和6年5月31日～6月12日）

調査対象者	対象数	調査方法	有効回収数	有効回収率
市内の幼稚園、保育園、こども関連事業所	18事業所	郵送配布、郵送回収	16事業者	88.9%

2 こども・若者からの意見聴取

「こども基本法」第11条で、こども施策を策定、実施、評価する際には、こども・若者、子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることが義務付けられており、市内の小学生、中学生、高校生から意見聴取を行いました。

①こども未来ミーティングU18（対面型ミーティング）

対象者	開催日	開催場所	参加者
小学4年生～18歳の方	令和5年12月9日	南相馬市民文化会館ゆめはっと（多目的ホール）	26名
小学4年生～18歳の方	令和6年9月23日	ひがし生涯学習センター（研修室）・高見公園エリア	28名

②こどもLetter（Webを活用した意見聴取）

対象者	実施期間	方法
小学4年生～18歳の方	令和6年7月～	市ホームページの申請フォーム及び児童・生徒の学習用タブレットから募集

③3/1卒業おめでとう撮影会におけるアンケート調査

対象者	開催日	開催場所	参加者
18歳の方 （巣立ち応援18歳祝い 金支給事業対象）	令和5年3月1日	市民情報交流センター（マルチメディアホール）	92名
	令和6年3月1日	市民情報交流センター（マルチメディアホール）	120名

3 子ども・子育て審議会による協議

「子ども・子育て支援法」第77条第1項の規定において、審議会その他の合議制の機関の設置を条例で定めるよう努めるものとされていることから、こどもや子育てに関する有識者によって構成（こどもの保護者、学識経験者、教育・保育従事者、事業者から選出）される「南相馬市子ども・子育て審議会」を設置し、本計画の重視すべき方向性や必要な取組み等に係る意見聴取を行いました。

4 庁内検討会議による協議

庁内検討組織として「南相馬市こども計画策定ワーキンググループ」を設置し、こどもや子育てに係る各分野における具体的な施策の検討等を行いました。

5 パブリックコメントの実施

（令和6年12月2日～令和6年12月23日実施）

本市のホームページ及び公共施設等で、計画素案を市民に公表し、寄せられた意見を計画へ反映させるためにパブリックコメントを実施しました。



第2章

こどもを取り巻く 現状と課題

第2章 こどもを取り巻く現状と課題

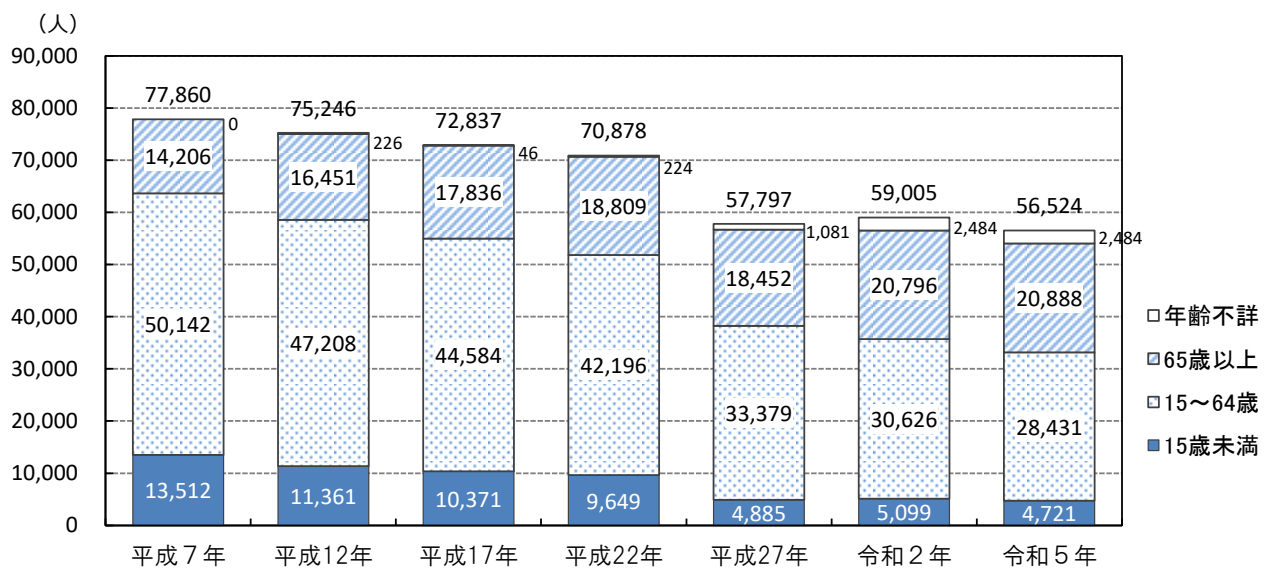
第1節 南相馬市の現状

1 人口動態等の状況

(1) 人口

本市の居住人口は、令和5年で56,524人と、震災前の平成22年に比べて約2割の減少（14,354人減）となっています。

また、15歳未満人口と15～64歳人口は減少し続け、令和5年には15歳未満人口は4,721人と、平成22年の半数以下（4,928人減）に減少となっています。

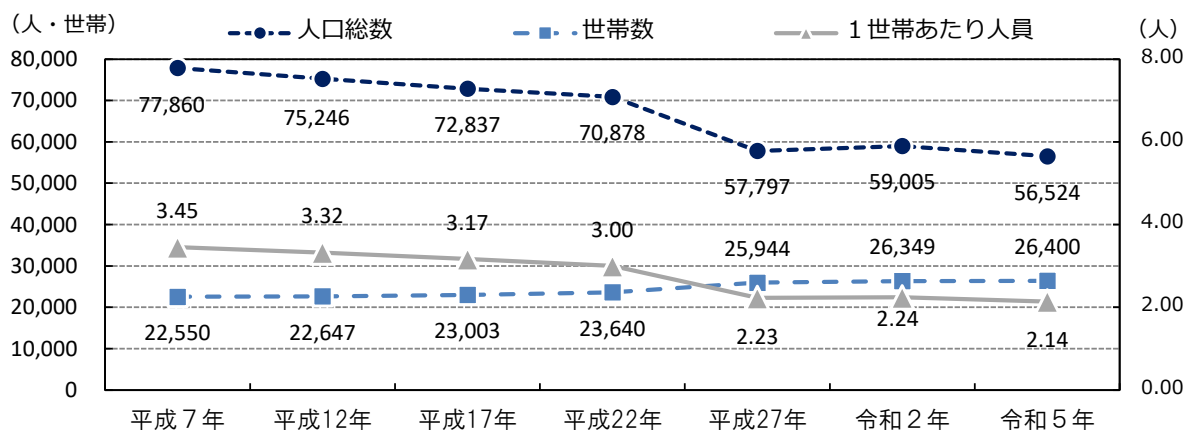


出典：平成7年～令和2年は国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）

令和5年は福島県現住人口調査年報（令和5年10月1日時点の居住人口）

(2) 世帯・一世帯あたり人員

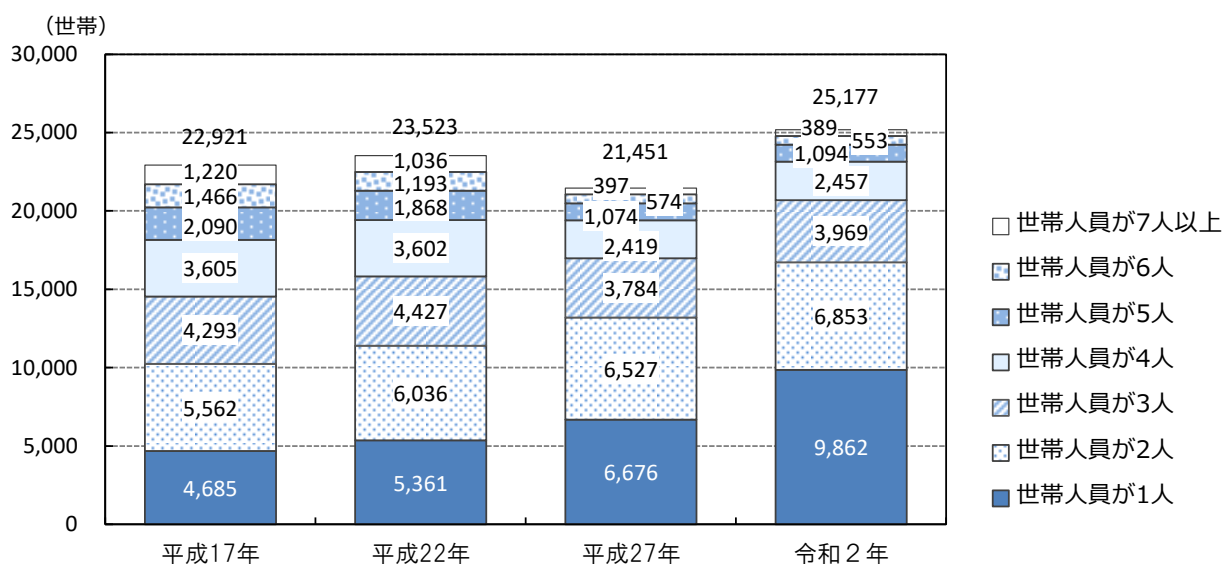
本市の世帯数は、令和5年には26,400世帯と、平成22年に比べ1割強の増加(2,760世帯増)となっています。人口が減少しているのに対して世帯数は増加していることから、一世帯あたり人員も減少し続け、令和5年には2.14人と、核家族化は進行しています。



出典：平成7年～令和2年は国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）
令和5年は福島県現住人口調査年報（令和5年10月1日時点の居住人口）

(3) 世帯構成人員

世帯構成人員は、世帯人員が1人又は2人の世帯が増加している一方で、世帯人員が3人以上の世帯全てで減少し、多世代世帯は減少傾向と想定されます。特に世帯人員が1人では、令和2年に9,862世帯と、平成22年の1.8倍(4,501世帯増)となっています。

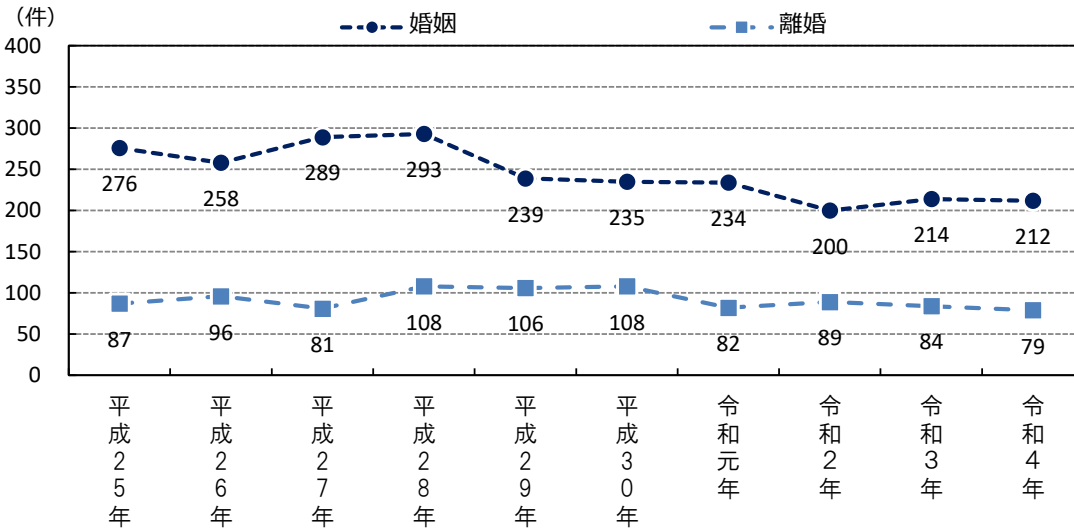


出典：国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）

(4) 婚姻・離婚

婚姻については、減少傾向で推移し、令和4年には212件と、平成25年より64件減少となっています。

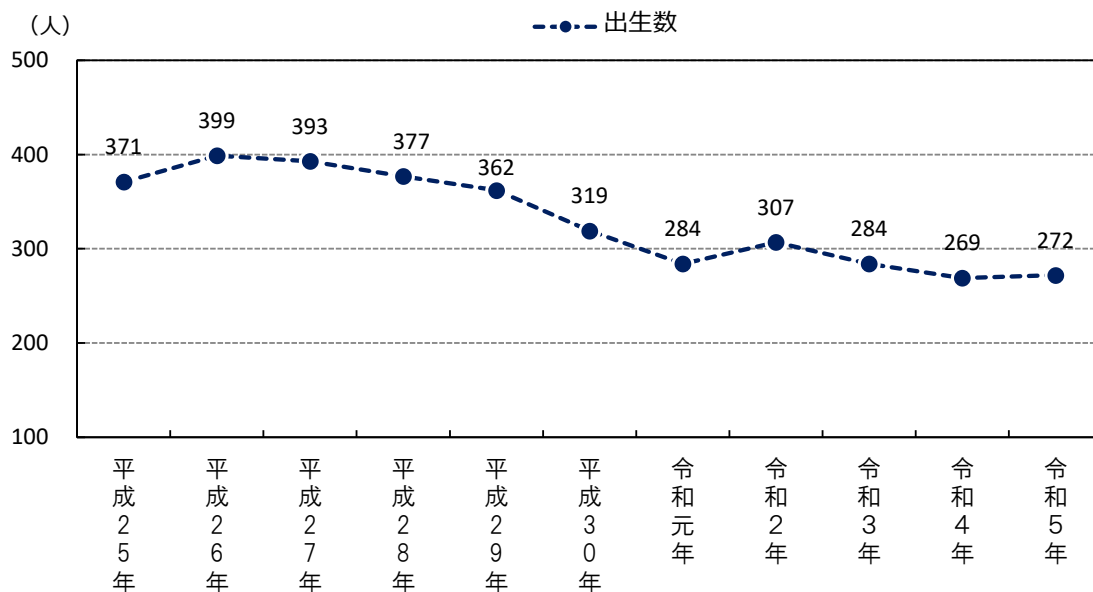
離婚については、100件超の年もありましたが、概ね90件前後で推移し、令和4年は79件と減少しました。



出典：福島県統計年鑑（各年12月31日）

(5) 出生数

出生数については、平成26年の399人をピークに減少傾向に転じ、令和5年には272人と、平成26年より127人減少となっています。

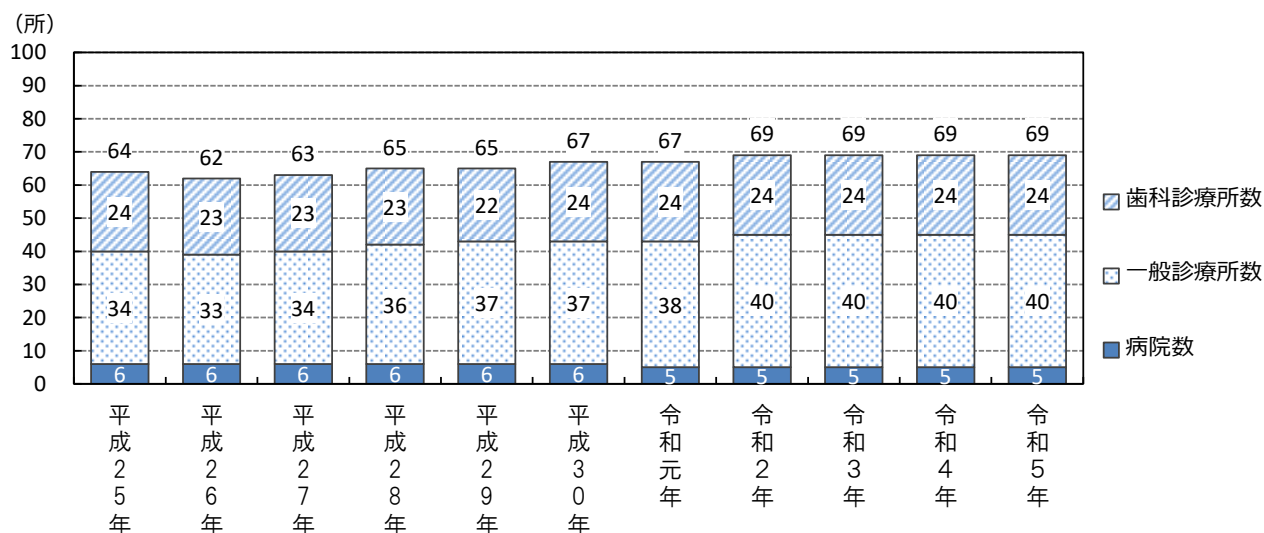


出典：福島県現住人口調査年報（各年12月31日）

(6) 医療施設数

医療施設数については、平成 27 年以降、一般診療所数でやや増加傾向となりましたが、令和 2 年以降は医療施設の増加はない状況です。

医療施設数の減少に伴い、産科・婦人科・小児科等の不足や夜間休日の緊急対応等の制限などの影響により、安定した市内の医療体制を望む声が多くあげられています。

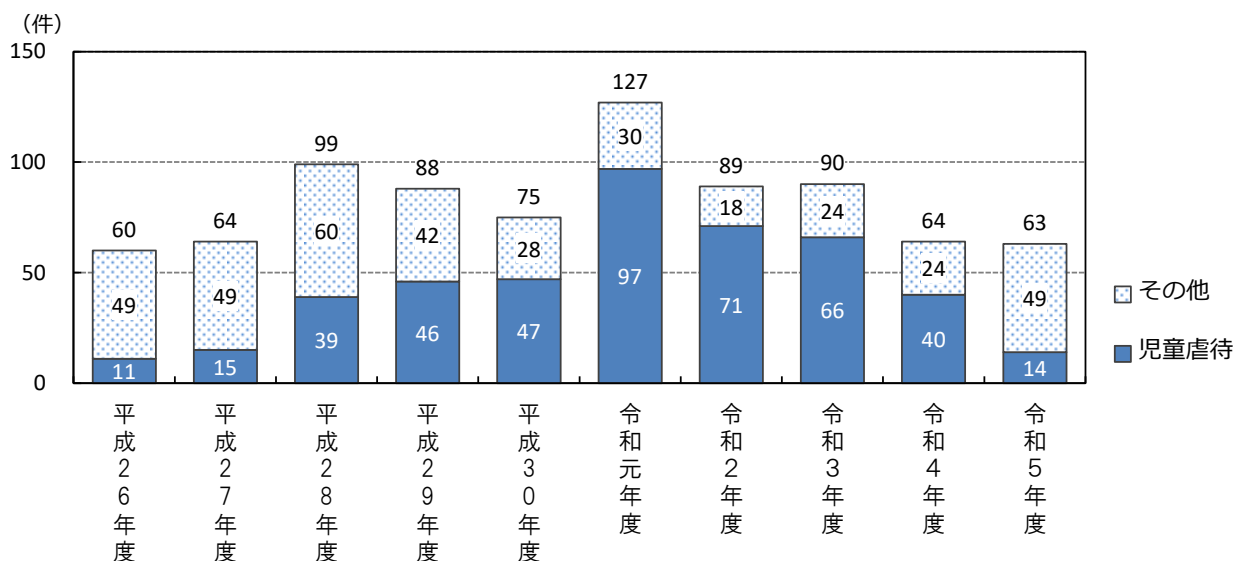


出典：厚生労働省「医療施設調査」(各年 10 月 1 日)

(7) 家庭児童相談

家庭児童相談について、家庭における養護、保健、障がい、非行、育成に係る新規相談件数は、令和元年度に増加しましたが、以降は減少傾向に転じ、直近 2 年では 60 件程度となっています。

うち、児童虐待に係る相談は、令和元年度をピークに減少傾向となっており、令和 5 年度は 63 件のうち 14 件と、全体の約 2 割となっています。

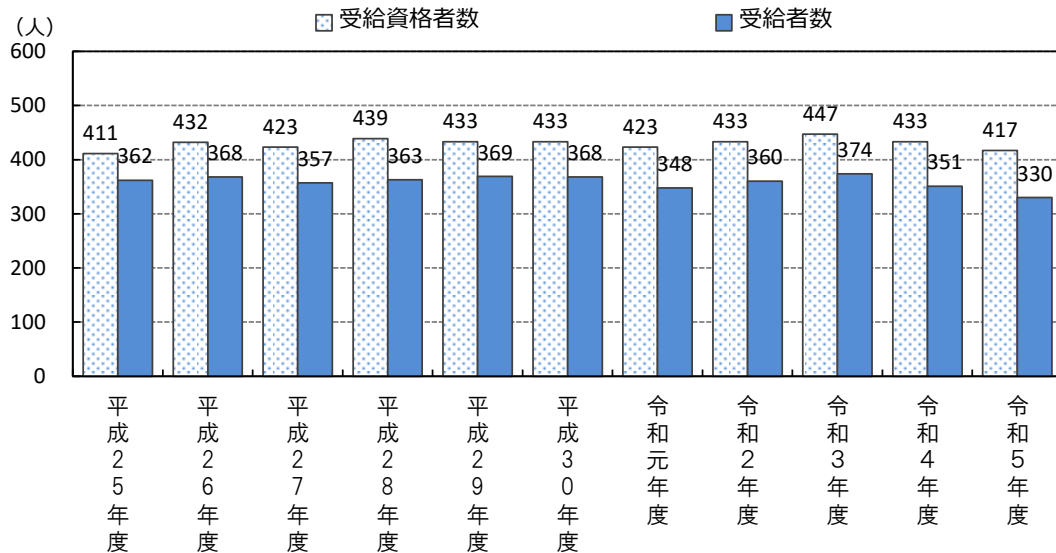


出典：南相馬市こども家庭課調べ(各年度 3 月 31 日)

(8) 児童扶養手当

児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移については、受給資格者数は横ばいで推移しており、430 人前後となっています。

受給者数も、令和 4 年度までは横ばいの傾向で、350～370 人程度で推移していましたが、令和 5 年度には 330 人とやや減少しています。

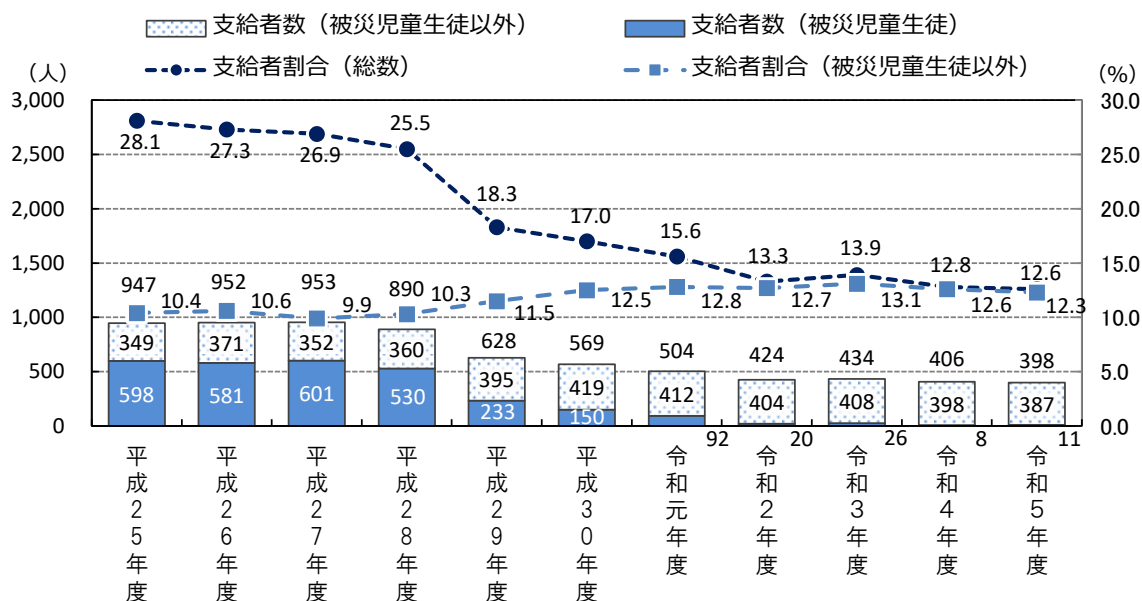


出典：南相馬市こども家庭課調べ（各年度 3 月 31 日）

(9) 就学援助

本市の小・中学校の就学援助認定については、震災による津波被害や原発事故に伴い避難となった世帯についても認定しており、通常の就学援助認定要件とは異なる認定状況となっています。

そのため、認定者数と認定率の推移をもって単純にこどもや子育て家庭の困窮の度合いを通常時同様に比較判断することはできないものの、近年は認定者総数が減少傾向で推移しており、令和 5 年度の支給者総数は 398 人となっています。



出典：南相馬市教育委員会学校教育課調べ（各年度 3 月 31 日／5 月 1 日の児童生徒数）

2 幼児教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 就学前児童の教育・保育施設

本市には、震災及び原発事故前は認可保育園が9園、幼稚園が17園ありましたが、震災により多くのこどもたちが市外に避難したこと等により、14園が休園中（廃園含む）です。

令和6年4月1日現在の園児数は1,291人であり、震災前（平成23年4月在籍予定数）の2,340人と比較し、半分近くとなっています。

〈認可保育園・幼稚園等の園児数の状況（令和6年4月1日現在）〉

（単位：園、人）

	公私別	開園中	休園中 (廃園含)	利用定員	園児数 (震災前)	園児数
認定こども園	公立	1園	0園	90		75
	私立	1園	0園	90		100
	計	2園	0園	180		175
認可保育園（所）	公立	3園	3園	283	753	270
	私立	4園	0園	310	389	354
	計	7園	3園	593	1,142	624
幼稚園	公立	3園	10園	180	724	137
	私立	3園	1園	320	474	296
	計	6園	11園	500	1,198	433
小規模保育	私立	4園	0園	60		59
	計	4園	0園	60		59
合計		19園	14園	1,333	2,340	1,291

出典：令和6年度 保育園・幼稚園 入園状況（満3歳の認定前園児を除く）

〈年齢別・園別園児数（令和6年4月1日現在）〉

（単位：人）

		定員	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	おだか認定こども園（公立）	90	6	7	12	15	17	18	75
	原町聖愛認定こども園（私立）	90	6	12	14	24	21	23	100
認定こども園 計		180	12	19	26	39	38	41	175
	原町あずま保育園	115	7	22	16	22	21	22	110
	かしま保育園	108	9	21	27	25	24	17	123
	かみまの保育園	60		9	11	5	5	7	37
	公立計	283	16	52	54	52	50	46	270
	北町保育所	60	6	13	14	15	11	13	72
	よつば保育園（南町分園含む）	150	15	20	0	43	40	45	163
	よつば乳児保育園西町園	50	3	13	44				60
	みなみそうまペンギン国際幼児園	50	9	11	9	10	10	10	59
	私立計	310	33	57	67	68	61	68	354
保育園計		593	49	109	121	120	111	114	624
	大甕幼稚園	60				10	11	20	41
	高平幼稚園	60				14	13	20	47
	鹿島幼稚園	60				13	19	17	49
	公立計	180	0	0	0	37	43	57	137
	青葉幼稚園	140			0	38	53	42	133
	原町みなみ幼稚園	90			1	26	32	34	93
	さゆり幼稚園	90			0	24	21	25	70
	私立計	320	0	0	1	88	106	101	296
幼稚園計		500	0	0	1	125	149	158	433
	原町にこにこ保育園	10	4	4	4				12
	なかよし園	12		6	7				13
	ユニソンワールド保育園	19	3	8	4				15
	聖愛ちいろば園	19	4	7	8				19
小規模保育 私立計		60	11	25	23	0	0	0	59
合計		1,333	72	153	171	284	298	313	1,291

出典：令和6年度 こども園・保育園・幼稚園 入園状況（満3歳の認定前園児を除く）

(2) 主な子ども・子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

子育て支援センター事業については、原町子育て支援センター及びかしま子育て支援センターの2箇所にて、子育てサロン、ちびっこ広場、にこにこ広場、子育てサークルの支援などの事業を展開しています。

② 子育て短期支援事業

保護者が仕事や疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等において一定期間、児童の養育を行う事業で、現在、ショートステイ事業を認可外保育障害児入所施設及び里親への委託により実施しています。

③ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人「おねがい会員」と、援助を行うことを希望する人「まかせて会員」との相互援助による預かりや送迎といった活動について連絡・調整を行う事業です。

平成26年度から令和2年度までは南相馬市社会福祉協議会に事務を委託し、令和3年度からは市が直接事業を実施しています。

(人日／年)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用者	230	116	151	83	156	45	258	407	454

出典：南相馬市こども家庭課調べ（各年度3月31日）

④ 一時預かり事業

保育園（所）や子育て支援センターにおいて、保育園や幼稚園等に在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業を実施しています。

一般型の一時預かり事業は、震災及び原発事故前は各区公立保育園3箇所で実施しており、震災及び原発事故後は、原町子育て支援センター及びかしま子育て支援センター、おだか認定こども園（令和5年度～）の3箇所にて、月曜日から土曜日までの7時から19時まで実施しています。1日の最大受け入れ人数は、10人までとなっています。

幼稚園型の一時預かり事業は、市内幼稚園・認定こども園の8箇所で実施しています。

「一般型」については、直近2年は年間延640人程度と横ばい傾向となっていますが、「幼稚園型」については平成29年に減少がみられましたが、以降は増加傾向で推移し、令和5年には年間延38,944人の利用となっています。

【一般型】

(人日／年)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用者	1,267	1,068	1,362	1,725	1,826	218	350	642	636

【幼稚園型】

(人日／年)	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
年間延利用者	22,372	23,600	17,141	29,787	31,952	33,400	35,904	35,018	38,944

出典：南相馬市こども育成課調べ（各年度3月31日）

⑤ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童クラブは、市が運営する12クラブ、南相馬市社会福祉協議会が運営する2クラブ、NPO法人が運営する2クラブの合計16クラブがあり、内訳は、小高区が1クラブ、鹿島区が4クラブ、原町区が11クラブとなっています。

女性の社会進出や就労体系の多様化、核家族化や地域のつながりの希薄等により、学童保育の需要は更に高まっており、待機児童の解消に向けた取組みと多様化している家庭のニーズに合わせた柔軟な受け入れ等が求められます。

	クラブ数	定員	登録児童数
小高区	1	40	43
鹿島区	4	180	179
原町区	11	625	693
合 計	16	845	915

出典：南相馬市教育要覧（令和6年5月1日現在）

(3) こどもの遊び場

こどもたちが天候を気にせず安全に遊ぶための施設である全天候型の子どもの遊び場を2箇所、完全屋内型の遊び場を1箇所、砂場のある屋内遊び場を1箇所設置しています。

施設種別	施設数	摘要
全天候型子どもの遊び場	2	わんぱくキッズ広場(原町区) かしまわんぱく広場(鹿島区)
完全屋内型子どもの遊び場	1	小高区子どもの遊び場「NIKOパーク」(小高区)
屋内遊び場(砂場)	1	南相馬みんなの遊び場(鹿島区)

出典：南相馬市こども家庭課調べ（令和6年3月31日現在）

第2節 こどもたちの声

令和4年4月に制定した「南相馬市こども・子育て応援条例」においては、市の施策についてこどもたちが意見を表明できるよう定めています。

本計画においてもこどもたちの意見を聞く取り組みとして、市のまちづくりやこども施策に関わる大人と直接対話する「こども未来ミーティング U18」を開催しました。

今後もこどもたちの声をこども施策に反映してまいります。

こども未来ミーティングU18（2023，2024）

南相馬市がこうなればいいな！



飲食店やカフェを増やしてほしい

中高生が休日や放課後に遊べる場所がほしい

学生自らが主体となるイベントの開催

街灯が少ないので増やしてほしい

勉強できる場所がほしい

etc.

意見は言いやすくなりましたか？



「意見を言っている」という権利をしたことで、自信を持って発言できた。

自分の意見を伝えることで達成感やスッキリした気持ちを得られた。

今後も意見を言う機会を増やしてほしい。

etc.

高見公園エリアについて考えよう！



中高生が遊べる遊具があると良いと思った。

球技など自由にスポーツできるスペースが欲しい。

季節ごとのイベントや期間限定の催し物を開催してほしい

etc.



第3章 計画の 基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

令和5年3月に策定された「南相馬市第三次総合計画」基本構想では、まちづくりの基本目標に「10年のまちづくり～家族や友人とともに暮らすまち～」を掲げています。基本目標を実現するため、「政策の柱2 子育て」の目指す姿として、「地域が一丸となって、すべてのこどもの権利と暮らしを守り、こどもが笑顔で暮らせるまち」「安心してこどもを産み育て、こどもの成長に喜びを感じ、充実した子育てができるまち」を掲げています。

令和4年4月施行の「南相馬市こども・子育て応援条例」（以下、「条例」という。）では、こどもの権利を尊重し、こどもの思いや意見を受けとめ、こどもにとって最も良いことは何かを一番に考え判断することを基本理念としています。

こどもは、本来、一人ひとりが輝く個性と限りない可能性を持っており、こどもたちが自分の可能性を信じ、夢を抱くことを大切に、日々楽しく自分らしくのびのびと成長できる環境を築いていくことが、私たち市民の重要な役割であることを、こどもたちや市民に伝えています。

これらを踏まえ、こどもたちの成長や多様な価値観を地域全体で支援し、こどもたち一人ひとりが健やかに成長することで、保護者や家族、地域に笑顔があふれるまちの実現を目指し、次のとおり本計画の基本理念を掲げます。



第2節 計画を推進するための視点

こども・若者の育ちを地域協働で支え、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるよう、計画を推進していくための4つの視点を新たに設定し、基本理念である「こどもたちが自分らしく成長できる、みんなの笑顔があふれるまち南相馬」の実現を目指していきます。

計画を推進するための視点

1

こどもを
権利の主体として尊重し、
意見を受けとめ、
こどもの最善の利益を考慮する



2

こども、子育て当事者の
ライフステージに応じた
切れ目のない支援を実施する



3

すべてのこどもが
生まれ育った環境に
左右されることなく、
健やかに成長できるよう支援する



4

地域社会全体で
相互に連携・協力して
こども・子育てを
応援するまちづくりを推進する



第3節 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、こどもと子育て家庭、若者を取り巻く状況を踏まえ、以下の4つの目標を設定し、総合的なこども施策の推進を図っていきます。

基本目標

I. こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

こどもの権利の理解促進やこどもの意見表明・参加の促進のほか、児童虐待防止対策、困難に直面するこどもへの支援、こども・若者の健全育成と自立支援など、こども・若者の人権を守るための支援を行います。

II. 安心してこどもを産み育てることができるまち

結婚、妊娠・出産、子育てへの支援や保育サービス・幼児教育の充実、子育て家庭等への経済的支援と仕事と家庭との両立支援など、安心してこどもを産み育てていくための環境整備と子育て家庭の負担軽減を図るための支援を行います。

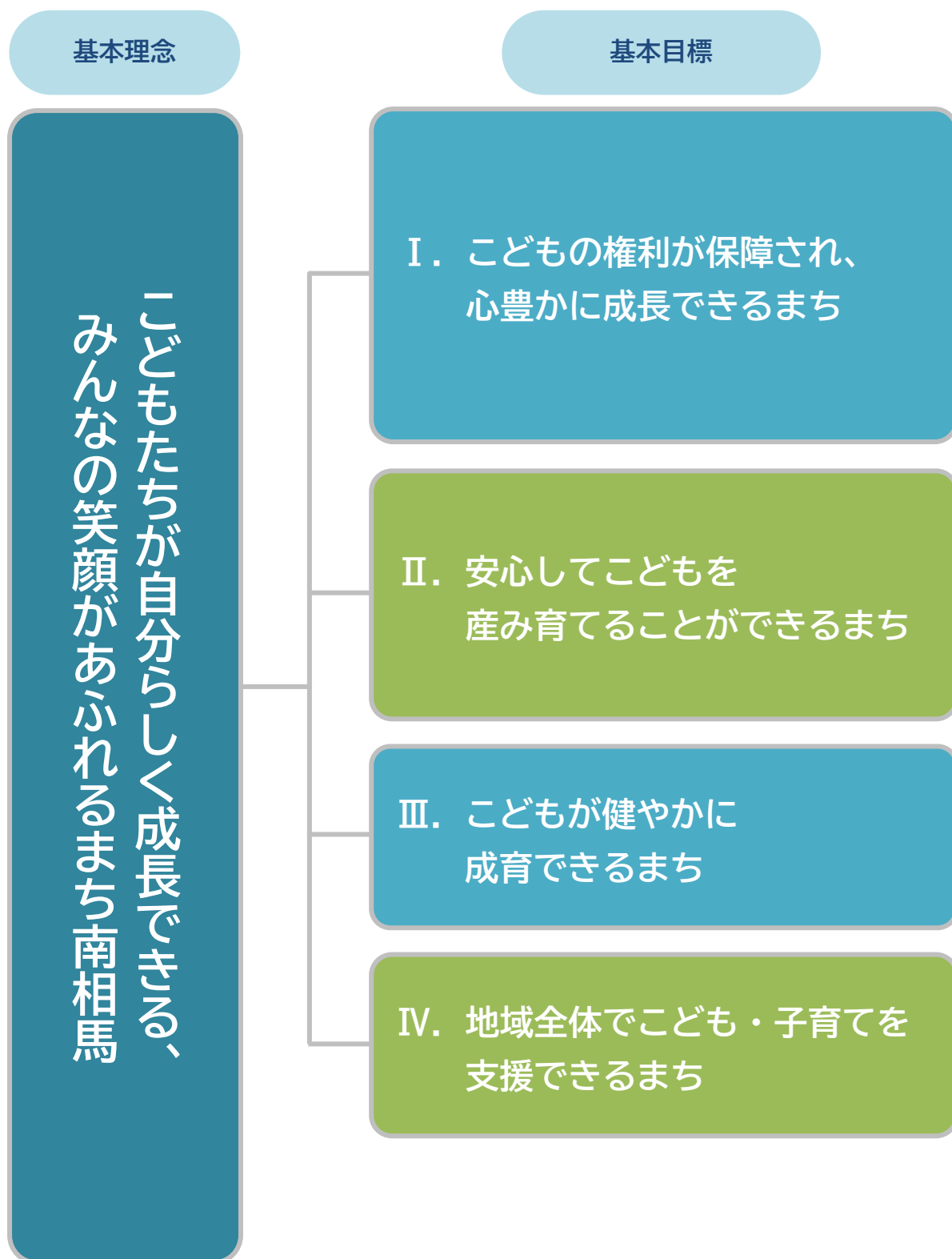
III. こどもが健やかに成育できるまち

ひとり親家庭への支援、障がいや発達の違いがあるこどもへの支援の充実のほか、こどもの貧困の解消に向けた対策など、社会援助が必要なこどもや家庭に対する支援を行います。

IV. 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

安心・安全な環境やこども・子育てに優しいまちづくりのほか、子育てを支援する地域のネットワークづくりなど、地域協働によるこどもの育ちを支援するための環境整備を図ります。

第4節 施策の体系



施策の方向 ※『』はこども向けの表現

- 1 こどもの権利の理解促進 『こどもの権利の大切さを広めていきます』
- 2 こどもの意見表明・参加の促進 『こどもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくれます』
- 3 児童虐待防止対策の充実 『こどもを虐待から守ります』
- 4 困難に直面するこどもへの支援 『むずかしい問題を持つこどもをサポートします』
- 5 こども・若者の健全育成と自立支援 『こどもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします』
- 6 多様な体験・ふれあいの機会づくり 『いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくれます』

- 1 結婚、妊娠・出産、子育てへの支援 『安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくれます』
- 2 保育サービス・幼児教育の充実 『幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます』
- 3 子育て家庭等への経済的支援 『子育てなどにかかる費用の負担をサポートします』
- 4 仕事と家庭との両立支援 『子育てをしながら仕事ができる社会をつくれます』

- 1 こどもの貧困対策の推進 『日常生活に困っている状況にあるこどもをサポートします』
- 2 ひとり親家庭への支援の充実 『親がひとりの家庭に対してサポートします』
- 3 障がいや発達課題などに対する支援の充実 『障がいや発達課題のあるこどもの成長をささえます』

- 1 安心・安全な子育て環境の整備 『安心・安全な子育てができる環境をととのえます』
- 2 こども・子育てに優しいまちづくり 『こどもや子育てする人を市民みんなで応援する社会をつくれます』
- 3 子育て支援のネットワークづくり 『地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくれます』
- 4 被災児童等への支援 『東日本大震災によりケアが必要なこどもをささえます』



第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 こどもの権利が保障され、心豊かに成長できるまち

成果指標

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
「こどもの権利」が大切にされていると思うこどもの割合（小5・中2）	65.5%	70%
思春期保健教室における自分自身が好きであると思うこどもの割合	66.6%	70%

施策の方向1 こどもの権利の理解促進

～ こどもの権利の大切さを広めていきます ～

施策に関する指標

項 目	現状値（R5）	目標値(R11)
こどもの人権に関する研修会の実施	0回	年1回 (R9目標値)
道徳（人権）教育	全校実施	全校実施 (R9目標値)

現状と課題

- 令和4年4月に「南相馬市こども・子育て応援条例」を制定し、こどもの人権の尊重、こどもの意見を大切にするとともに年齢・成長に応じた最善の利益の配慮などを基本理念に、こども・子育てに関する施策を市の総力を挙げて推進してきました。
- 令和5年7月に「ともに育ち・はぐむ南相馬市人権条例」が施行され、人権施策推進計画において、こどもの人権を守る取組を実施しています。

- 「こどもの生活に関するアンケート（児童・生徒調査）」（以下、「児童・生徒調査」という。）の『こどもの権利の認知度』では、「知っている」と回答した児童・生徒は 27.1%と、認知度は高いものとはいえず、また、『こどもの権利が大切にされていると思うか』では、「とても大切にされていると思う、どちらかといえば大切にされていると思う」が 65.5%である一方で、「どちらかといえば大切にされていると思わない、まったく大切にされていると思わない」は 4.0%、「わからない」は 29.9%と、当事者であるこどもの約 3 割は、「こどもの権利」保障の取組に対して実感できていない状況となっています。
- 全てのこどもが社会の一員として、その権利が保障される中で、心豊かに成長できるよう配慮される社会形成のためには、こどもから大人まで条例について知り、「こどもの権利」について地域の理解を深めていく必要があります。

今後の方向性

- こどもを含めた市民一人ひとりが、「南相馬市こども・子育て応援条例」等の趣旨について理解を深めることができるよう、年齢や立場に応じた効果的な広報に努めるとともに、様々な機会や媒体を利用した普及啓発に取り組みます。
- 家庭や学校、地域などの様々な場面においてこどもの権利が保障されるよう、こどもの権利に関する多様な学習機会を提供するよう取り組みます。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
道徳（人権）教育	多様性を尊重する力を育む視点を踏まえた道徳（人権）教育を推進します。	学校教育課
南相馬市こども・子育て応援条例に基づく取組	こどもの権利について、市民の理解を深め、こどもの意見などを市の施策に活用するための取組を推進します。	こども家庭課
南相馬市こども・子育て応援条例の普及啓発	大人だけではなく、こども自身も条例について理解できるよう、パンフレットや動画・出前講座等を活用し、条例の普及啓発を図ります。	こども家庭課
ともにいそいそはぐむ南相馬市人権条例の普及啓発	ともにいそいそ、心をはぐみ、家族や友人、全ての市民の人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現を目的とし、必要な人権施策を実施します。	市民課
南相馬市人権週間の制定	人権尊重のまちの達成のため、「南相馬市人権週間」を制定し、講演会やセミナーの開催や様々なメディアを活用した人権啓発を実施します。	市民課
人権侵害に関する相談窓口の充実事業	誰でも気軽に相談でき、必要な支援・救済につなげる「人権相談窓口」や人権擁護委員及び弁護士相談による「相談会」などを設置するとともに、パンフレットやホームページなどで周知を図ります。	市民課

施策の方向2 こどもの意見表明・参加の促進

～ こどもが自由に自分の意見を言える仕組みや場所をつくります ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
まちづくりについて意見を表明する機会 (場)	2回	2回

現状と課題

- 「南相馬市こども・子育て応援条例」においても、市は、市の施策についてこどもが意見を表明することができるようにするなど、こどもが社会参加をする場や機会を設けるよう努めると定められています。
- こどもは、自分に関わることにについて自由に自分の意見を表す権利を持っており、意見表明は、家庭や学校、地域など、日常的なあらゆる場面において保障されなければなりません。
- 児童・生徒調査の『市役所や学校の先生に意見を聞いてもらえるか』では、「いいえ」と回答した児童・生徒は5.6%おり、全てのこどもの意見表明が保障されているとは言えない状況となっています。
- また、『市に意見を伝える場合の手段』では、「今回のようなアンケートを実施する方法」(37.0%)や「市役所のホームページ等にアクセスして意見を入力する方法」(30.9%)、「図書館等、公共施設に意見箱を設置する方法」(28.9%)などのほか、「市役所に手紙等を出す方法」(11.9%)、「意見交換の場(会議)等で直接伝える方法」(10.6%)を望む声も挙げられており、こどもや若者の生活環境を考慮した、多様な機会を整備する必要があります。
- 「こども・若者の意識調査」(以下、「こども・若者調査」という。)の『今後、地域で参加したい活動』では、「地域のお祭り・伝統行事など」が27.4%である一方で、約4割は「特になし」(42.2%)と回答しており、こどもはまちづくりのパートナーであり、自分たちの未来は自分たちが決めていくという意識の醸成に取り組む必要があります。

今後の方向性

- 全てのこどもや若者が様々な方法で多様な意見を積極的に表明し、その意見をより施策に反映させるための仕組みづくりを行います。
- こどもや若者が市政やまちづくりについて考え、積極的に参画でき、自由に意見を表明するための機会を確保します。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
こどもの意見聴取に関する取組	こどもたちから意見や考えを聞き、こども施策に反映することを目的として、W e b 及び対面での意見聴取等を実施します。	こども家庭課
少年の主張南相馬市大会の開催	中学生が日常生活で感じていること、あるいは考えていることを発表し、社会の一員としての自覚を高め、広く社会に目を向ける機会を提供します。	こども家庭課
高校生による小高区での実践事業	小高区の復興・再生を促進するため、地域住民と協力し高校生が企画した事業等を実施します。	小高区地域振興課
児童・生徒への選挙啓発	学校での選挙の授業実施などにより、児童・生徒に対して選挙に関する理解促進を図り、主権者教育を推進します。	学校教育課 選挙管理事務局

施策の方向3 児童虐待防止対策の充実

～ こどもを虐待から守ります ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
虐待対応研修会	2回	2回
子育て世帯訪問支援事業	7世帯	20世帯

現状と課題

- 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は、一貫して増加傾向にあります。福島県の相談対応件数についても平成30年度に1,549件だったものが、令和4年度には2,256件と大きく増加しています。重大な児童虐待も顕在化・深刻化しており、こどもへの虐待の早期発見と防止対策は、最も重要な課題の一つです。
- 核家族化や地域の連帯感の希薄化などにより、子育て家庭の孤立や家庭における養育力の低下など、こどもと保護者に関わる問題は複雑かつ多様化してきています。
- DV、貧困など複雑な事情を抱えた妊産婦や育児に悩む親が増え、こどもの心身に深刻な影響を与える児童虐待につながっていると考えられます。また、ヤングケアラーやひきこもりなどの問題も顕在化してきています。

今後の方向性

- 支援が必要な家庭が孤立しないよう、妊娠・出産・子育てに関しての相談しやすい体制整備や、身近なところで利用できる地域の子育て支援サービスの充実を推進します。
- 妊娠期から子育て期に、周囲の支えを必要としている家庭を把握し、適切な支援ができるよう関係機関の連携強化や役割分担、情報共有など、虐待の未然防止や早期発見のための体制強化を推進します。
- 市民一人ひとりが、虐待を防ごうとする意識を持てるような普及啓発活動に加え、虐待が発見された場合に早急に対応できる体制の充実を図ります。
- こどもの最善の利益を実現するため、こどもの人権を擁護する取組など、こどもの権利の大切さを広めます。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見や未然防止を図るため、こども、保護者関係機関等に向けた啓発活動を行います。（ＨＰ、広報紙、ＳＮＳ、ポスター掲示）	こども家庭課
児童虐待防止及び支援のための連携強化	要保護児童対策地域協議会を中心として関係機関との連携を強化し、児童虐待に迅速に的確な対応に努めます。	こども家庭課
児童虐待対応研修会	児童虐待のこどもへの影響などを理解し、早期発見・早期対応に繋がられるよう、こどもに携わる方や地域住民向けの研修会を実施します。	こども家庭課
こども家庭センター	妊娠、出産、子育てに関する相談に応じ、虐待への予防的対応や、必要に応じて保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行います。	こども家庭課
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が疾病等の事由により、家庭において養育することが一時的に困難となった場合、児童の保護を行う施設等において、一定期間の保護を行い、児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。	こども家庭課
養育支援訪問事業	妊娠期から出産後概ね１年程度、継続的な支援を特に必要とする養育者・家庭等に対し、育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援を行います。	こども家庭課
親子関係形成支援事業	子育てに難しさを感じる保護者を対象に、楽しく子育てをする自信をつけることを目的とし、こどもの行動の理解やほめて育てるコツを学ぶ機会を提供します。	こども家庭課
子育て世帯訪問支援事業	家庭や養育環境の悪化による虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えます。	こども家庭課
児童相談所全国共通ダイヤル「１８９（いち・はや・く）」等の相談窓口の周知啓発	児童相談所全国共通ダイヤル「１８９」（通話料無料 ２４時間 ３６５日対応）等、こどものための悩みごと相談窓口について周知・広報に取り組みます。	こども家庭課

施策の方向4 困難に直面するこどもへの支援

～ むずかしい問題を持つこどもをサポートします ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
不登校児童・生徒の割合	小 0.68% 中 3.49%	小 0.65%以下 中 2.30%以下 (R9目標値以下)
ヤングケアラー認知度	32.2%	40.0%

現状と課題

- 少子化が進む中、児童虐待、不登校、SNS いじめ、自殺の増加、貧困による格差など、こどもたちを取り巻く社会問題は複雑化し、解決することが難しい問題が増えていることから、学校や地域における支援体制、こども・若者が相談しやすい環境づくりが必要となっています。
- 市では、「南相馬市いじめ防止等に関する条例」や「南相馬市いじめ防止基本方針」を定め、いじめ防止等に取り組んできました。文部科学省の令和4年度調査によると、いじめの認知件数や不登校の児童・生徒は増加の傾向がみられ、過去最多となり、個々の状況に応じた必要な支援や関係機関との連携、教育相談体制の充実のほか、未然防止と早期発見・早期対応の取組や地域ぐるみで取組を推進していくことが求められています。
- 児童・生徒調査の『ヤングケアラーという言葉の認知度』では、「聞いたことがあり、内容も知っている」は32.2%にとどまっています。
- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であること、本人や家族に自覚がないといった理由から、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっているため、周囲の気づきと相談しやすい環境づくりが求められています。
- 厚生労働省が令和2年度に実施した「ヤングケアラーの実態調査」では、世話をしている家族がいると答えた割合は、小学6年生が6.5%、中学2年生が5.7%でした。こども・若者調査の「ヤングケアラーの該当状況」では、「現在は当てはまらないが、かつてあてはまったと思う」が5.4%と国の調査よりは低いものの、支援を必要とするこどもが潜在的にいると考えられます。
- 不登校については、本市においても増加傾向にあります。その要因としては、小学校では「学校生活のやる気」「家庭生活の変化」、中学校では「生活リズムの乱れ」「学校生活のやる気の低下」が多くなっています。家庭生活のあり方と学校生活のやる気が大きく関連しています。

今後の方向性

- いじめ防止のための道徳教育の充実や、いじめに係るアンケート調査等の定期的な実施により、いじめの未然防止や早期発見・早期解決を図ります。
- 不登校児童・生徒の学びの場等を確保し、学びたいと思った時に学べる環境づくりを推進します。
- ヤングケアラーについて地域の理解を深めるとともに、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援につなげていくことや、本人・家族が相談しやすい相談方法等の工夫に取り組みます。
- 支援を要する子どもや家庭に対し支援の取りこぼしがないよう、学校や保護者、各関係機関、庁内の関係部署等と連携を密に図り、困難に直面したそれぞれのこどもの状況に合わせた迅速かつ適切な支援と、相談体制の充実を図ります。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
スクールカウンセラーの配置	スクールカウンセラーを定期的に小中学校へ派遣し、カウンセリングを通して児童生徒の心のケアや、教員や保護者に対して指導助言等のメンタルケアを行い、こどもが健やかに成長できるよう専門的な支援、対応ができる相談体制を整備します。	学校教育課
適応指導教室の運営	不登校児童・生徒に対する支援体制を充実するため、適応指導教室を運営するとともに、児童生徒の健康状態や気持ちの変化の早期発見・早期支援を推進し、学校生活に復帰できるよう支援を行います。	学校教育課
いじめ問題対策連絡協議会	いじめ問題対策連絡協議会において、いじめの状況やいじめ防止等について協議するなど、関係機関と連携した適切な取組を実施します。	学校教育課
子どもの居場所づくり事業	家庭や学校に居場所がない学齢期以降のこどもを対象に、安心・安全な居場所の提供を行い、生活習慣の形成や学習のサポート、こどもや家庭の状況から関係機関へのつなぎを行う等の支援を行います。	こども家庭課
こころの健康相談事業	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等によるこころの健康相談会や電話、来所、家庭訪問等による相談を実施します。	健康づくり課
ゲートキーパー養成研修会	大切な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で支え見守ることができるよう研修会を開催します。	健康づくり課
ヤングケアラー認知度向上のための広報啓発	ヤングケアラーに関して、分かりやすく、広く関心を集めるような広報・啓発活動を実施します。	こども家庭課
ふくしまヤングケアラーSNS 相談窓口の周知啓発	ヤングケアラー自身や家族のお世話に関する悩みを相談できる「LINE」で相談窓口について周知・広報を図ります	こども家庭課
こどものためのいじめ等困りごと相談窓口の周知広報	こどものための電話相談窓口（24時間対応・通話料無料）やLINE相談窓口について周知・広報を図ります。	こども家庭課

施策・事業名	事業概要	担当課
こども家庭センター（再掲）	こどもとその家庭等を対象に、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら相談支援を包括的にを行います。	こども家庭課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家庭や養育環境の悪化による虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えます。	こども家庭課
道徳（人権）教育（再掲）	多様性を尊重する力を育む視点を踏まえた道徳（人権）教育を推進します。	学校教育課

施策の方向5 こども・若者の健全育成と自立支援

～ こどもと若者の身体と心の健やかな育ちと自立をサポートします ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
新体力テスト（小5、中2）の結果について、5段階評定（A～E）のうち、上位2段階（A、B）の児童生徒の割合	小5 35.8% 中2 29.3% (R5.1.10時点)	小5 44.0%以上 中2 51.0%以上 (R9目標値以上)
中学生職場体験等支援事業受入可能事業所数	227件	230件 (R9目標値)

現状と課題

- こども・若者が安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てるとともに、自らの意志が尊重され、保障される社会をつくっていくことが重要です。一人ひとりのこども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立することができる社会の構築が求められています。
- 思春期は多感な時期であり、自分のことや将来のことなどで気持ちが不安定になりがちな時期でもあります。そのような変化に気づき、周囲の大人が注意深く見守りながら、思春期の心身の状況等について学習する機会を設け、不安なことがあった場合には気軽に相談できる環境を整えることも重要です。
- 東日本大震災、福島第一原発事故後、加えて新型コロナウイルス感染症の影響でこどもたちの生活様式が大きく変化し、運動の機会が減少しました。本市の児童・生徒における肥満児の割合（小5、中2）は、全国平均を上回っており、こどもの健康を維持するため、のびのびと遊びやスポーツができるよう、こどもの遊び場やスポーツ施設等の環境を整備しています。

今後の方向性

- こども・若者自身が社会の一員であることを自覚し、社会への責任や義務、参画意識を身につけ、主体的に社会に関わることができるような体験や経験の場を設ける必要があります。
- 青少年を取り巻く有害環境への対応や非行等の防止活動を推進していくために、地域ぐるみで青少年を見守り、支援していくことが必要です。
- こども・若者の健やかな体づくりのため、楽しみながら体を動かす場や、体を使った様々な体験ができる機会等を設ける必要があります。
- こども・若者の健全育成と自立支援を推進していくためには、家庭、学校、職域、地域等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組む必要があります。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
中学生職場体験等支援事業	生徒自らが体験することで働くことの意義や目的を理解し社会人としての自立促進を図るため中学生職場体験を実施します。	学校教育課 生涯学習課
命や性に関する教育（道徳教育や思春期保健教室等）	小・中学生を対象に、命の大切さを理解し自他を大切にす る行動がとれるよう、学校と連携し正しい知識普及のため思 春期保健教室を実施します。	こども家庭課
こころの健康に関する普及啓発	こころの健康及び自殺予防に関する情報提供と相談先の周 知等の普及啓発を行います。	健康づくり課
青少年問題協議会	青少年の指導、育成等に関する総合的施策について調整 審議し、総合的施策の適切な実施を期するため必要な関係 行政機関相互の連絡調整を図ります。	こども家庭課
青少年育成市民会議事業	市内7地区推進協議会活動にて、世代間交流事業や親 子で参加できる教室、花いっぱい運動等、地域に根差した活 動を通して、青少年健全育成を推進します。	こども家庭課
少年センター運営事業	少年非行の早期発見、早期指導の拠点となる少年センター における地域活動（街頭指導）を実施します。	こども家庭課
子どもの遊び場管理運営事業	全天候型の運動施設である「わんぱくキッズ広場・かしまわ んぱく広場」、小高区子どもの遊び場「N I K Oパーク」等の管 理運営を行い、運動や遊びの場を確保します。	こども家庭課
都市公園の改修の推進	公園利用者の安全性の確保と施設機能の維持を図るととも に、効率的な施設の改築・更新を実施します。	都市計画課
家庭教育支援総合推進事業	幼児期から思春期までのこどもと保護者を対象に「家庭教 育」に関する講座等を実施します。	生涯学習課
子どもスポーツ活動促進事業	こどものスポーツ施設利用料等を免除します。	スポーツ推進課
正しいインターネット利用に関する啓発	インターネットの正しい利用についてのパンフレットやガイドブック を作成し、市民への周知・啓発を行います。	市民課
自殺対策ネットワーク会議	自殺対策について、関係機関及び庁内関係課と連携を図 り、自殺対策を総合的に推進します。	健康づくり課
学校教育を通じたジェンダー意識の啓発	体育科や特別活動をはじめ、学校教育全体を通じて、正し い性の理解、人権を尊重した適切な行動などがとれるよう、 外部機関との連携を図りながら計画的に指導していきます。	学校教育課
市内事業所情報発信事業	新規高校卒業者の地元定着を図るとともに進学等で転出 した者等のU I ターン就職を促すため、市内事業所の魅力や 求人情報などの事業者情報を分かりやすく発信するポータル サイトを運営します。	商工労政課
二十歳を祝う会開催事業	二十歳に達した青年の自覚を促し、祝い励ますために、二十 歳を祝う会を開催します。	生涯学習課

施策の方向6 多様な体験・ふれあいの機会づくり

～ いろいろな体験・ふれあえる場所やチャンスをつくります ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
南相馬市の「自慢できるところ」や「好きなところ」がある割合	小5 65.3% 中2 57.6%	小5 75.0%以上 中2 65.0%以上 (R9目標値以上)
こども探検隊事業の開催	年10回	年10回

現状と課題

- 体験活動は、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、「社会を生き抜く力」として必要となる基礎的な能力を養う効果があることから、様々な体験の機会が求められています。
- こどもが自分で課題を見つけ自ら学ぶ力、他人を思いやる心や感動する心等の豊かな人間性、たくましく生きるための健康な体を、社会全体で育んでいくことが重要です。
- 生涯学習については、コロナ禍によってオンラインでの学習等、学ぶ方法の多様化が進展したことから、ニーズに合わせたカリキュラムの実施のほか、いつでもどこでも気軽に学べる環境の整備も求められています。

今後の方向性

- 自然体験や多様な体験学習、国際交流、地域のスポーツ環境の整備を図り、多様な体験活動を推進します。
- 社会で求められる仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感など、他者への配慮や思いやりの心を育む豊かな体験や学習の場を設定します。
- 生涯学習については、デジタル技術を使用した学習方法やコンテンツなど、多様なニーズへの対応を検討します。
- こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進します。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
姉妹都市相互派遣交流事業	米国オレゴン州ベンドルトン市との高校生相互派遣交流事業に対し委託を行い、高校生の異文化交流を促進します。	観光交流課
こども探検隊事業	こどもに社会性や知識を身につけてもらうため、こども同士が交流する機会を拡大するとともに、自然の大切さや地域の文化芸術を学ぶ機会を提供します。	生涯学習課
ふるさと民俗芸能伝承事業	市内小中学校で実施する伝統芸能（踊り）講習指導者に対する謝礼金を支出し、こどもたちが伝統芸能を習得する機会を確保します。	生涯学習課
博物館体験学習・講座開催事業	博物館において自然・歴史・民俗・考古・相馬野馬追等の各分野に関する体験学習やイベントを開催し、地域の歴史や文化にふれあう機会を提供します。	文化財課
文化財出前講座事業	市の歴史や文化を学ぶ出前講座を実施し、地域の歴史や文化に親しむ機会を提供します。	文化財課
キッズミュージアム	幼児から小学校低学年を対象に、ワークショップで構成される「ミュージアムキッズフェア」を開催し、様々な文化に触れ、体験する機会を提供します。	文化財課
移動図書館管理運営事業	移動図書館車を運行して、市民（園児等）が身近なところで図書館を利用し、読書体験ができるアウトリーチサービスを実施します。	中央図書館
図書館ブックスタート事業	絵本をきっかけに、親子のふれあいと赤ちゃんの心と言葉の発達を手助けする事業として実施します。	中央図書館
おはなし会の開催	図書館職員と「絵本と童話の会」（ボランティア）の協力により、児童とその保護者を対象に読み聞かせや手あそび等を実施しています。	中央図書館
学校図書館支援事業	小中学校の学校図書館における自由な読書活動の推進や主体的な学習活動を支援するため、学校司書と連携し、学校図書館の整備や利用促進を図ります。	中央図書館
地域学校協働活動事業	地域と学校がパートナーとして「連携・協働」し、地域ぐるみでこどもを育み、地域社会の活性化を図るため、勉強や文化活動、地域住民との交流活動等のプログラムを実施します。	生涯学習課
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進	「地域と共にある学校づくり、学校を核とした地域づくり」を図るため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に取り組みます。	生涯学習課 学校教育課
中学生海外研修事業	広い視野をもった生徒の育成や学びの意欲のきっかけづくりを図るとともに、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力の向上につなげ、未来を担う人材を育成するため、外国文化や英語を学べる研修を実施します。	学校教育課
高等教育機関連携事業	高度な研究を子どもたちに体験させ、キャリア形成と学習意欲の向上を図るため、高等教育機関等と連携し、大学教員による専門的かつ先進的な授業を実施します。	学校教育課
次世代産業に触れる機会の提供	ロボットをはじめとした次世代産業にふれる機会を提供します。	商工労政課
再生可能エネルギー普及促進事業	市内全小学生を対象とした市内太陽光発電所や風力発電所の見学を行う再生可能エネルギーの授業を実施します。	環境政策課

--	--	--

基本目標2 安心してこどもを産み育てることができるまち

成果指標

成果指標	現状値（R5）	目標値（R11）
出生数	272 人	300 人
子育て支援に対し「満足」「やや満足」と回答する保護者の割合	81.1%	現状値を維持する

施策の方向1 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援

～ 安心して結婚、妊娠、出産、子育てができる環境をつくります ～

施策に関する指標

項 目	現状値（R5）	目標値（R11）
婚姻数	212 件 （R 4 実績値）	216 件
産後ケア事業 利用者数（延）	58 人	75 人

現状と課題

- 出生数は、全国的な潮流と同様に減少傾向が続いており、令和 5 年の出生数は 272 人と、目標である 300 人より少なくなっています。
- 「子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）の『現在のこどもの人数・希望のこども人数』は、就学前児童の保護者では現在 1.71 人に対し、希望 2.33 人とギャップがあり、『もう 1 人以上のこどもを持ちたいと思う環境』では、「子育てや教育に関する経済的負担が解決できれば持ちたい」（51.9%）が最も多くなっています。
- 婚姻数は、平成 30 年の 298 件から微減傾向が続いており、令和 4 年では 212 件となっています。

○こども・若者調査の『一生を通じた結婚に対する考え』では、「いずれ結婚するつもり」が 75.9%と多数を占めていますが、一方で『実際に持つつもりの子どもの人数・希望の子どもの人数』では、実際 1.38 人、希望 1.83 人と、就学前児童・小学生の保護者より少なくなっています。『もう 1 人以上のこどもを持ちたいと思う環境』では、「子育てや教育に関する経済的負担が解決できれば持ちたい」（58.3%）が最も多く、次いで「保育所等こどもを預かってくれる環境が整えば持ちたい」（28.7%）となっています。

今後の方向性

- 出生数の減少は、東日本大震災の影響や少子高齢化の進行によるこどもを産み育てる年代の人口減少や、経済的な不安、ライフスタイルの変化等の様々な要因が考えられます。結婚等により、こどもを持ちたいと希望する市民の望みがかなえられるよう、不安を払拭するための支援や、婚活相談や男女が出会う機会づくりなどの支援を行います。
- 妊産婦が安心して出産し、こどもが健やかに成長できるように、妊産婦や乳幼児に関する健康診査、相談事業等を通じてこどもや家庭の支援を推進します。
- 出産や育児の不安やストレスを和らげると同時に、こどもの健康に関する必要な知識を一層浸透させ、母子ともに健康を保ち、ゆとりある子育てができるような支援します。
- 必要な支援を必要な人に届けるため、結婚・妊娠・出産・子育てといったライフステージに合わせた、効果的な情報発信を行います。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
出会い応援・創出事業	異性との交際や結婚を希望する独身男女に対し、出会いや交流の機会を提供します。	こども家庭課
独身男女の多様な交流促進事業	出会いや交流を希望する独身男女に対し、趣味やレジャー等を通じた交流の機会を提供します。	こども家庭課
結婚新生活支援事業	若い世代に対する結婚の後押しと円滑な結婚生活を支援するため、結婚新生活のスタートアップ経費を助成します。	こども家庭課
不妊治療費等助成事業	不妊治療等にかかる経済的負担の軽減を図るため、不妊症の検査料、不妊治療、不育症の治療費の一部助成を実施します。	こども家庭課
母子健康手帳交付事業及び保健指導	妊娠届出のあった妊婦に対し、母子健康手帳を交付するとともに、妊娠、出産、育児に関し、必要な保健指導を実施します。	こども家庭課
妊産婦健康診査費用の助成	妊産婦健康診査にかかる経済的負担の軽減を図ることにより、定期的な妊産婦健康診査の受診を促し、産前・産後の母子の健康保持及び必要な支援を行うために、健康診査料の一部助成を実施します。	こども家庭課

第4章 施策の展開

施策・事業名	事業概要	担当課
妊産婦健康相談	妊娠、出産、育児に関する不安や悩みの軽減を図るため、健康相談を実施します。	こども家庭課
マタニティファミリーセミナー	妊婦とその家族が、安心して妊娠期を過ごすことができ、出産後楽しく育児ができることを目的にマタニティファミリーセミナーを実施します。	こども家庭課
産後ケア事業	産後の母子に対する産後の心身の不調・育児不安の軽減を図るため、産後ケア事業を実施します。	こども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	概ね生後2か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の健康状態を確認するとともに、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	こども家庭課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態や生活状況を確認し、発育・発達に関する適切な助言を行うとともに、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	こども家庭課
ママパパ応援子育て支援アプリはぐらいふ事業	出産・子育てする方の希望実現と子育て環境のさらなる向上を図るため、子育て支援アプリを運用します。	こども家庭課
子育て情報発信事業	子育て環境の充実を図るため、子育てに関する情報を一元化して発信し、子育て家庭を支援します。	こども家庭課
未熟児養育医療費助成事業	出生後速やかに適切な処置を行う必要がある未熟児に対し、入院医療費の助成を実施します。	こども家庭課
一時預かり事業	育児に悩む保護者の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時預かりを実施します。	こども育成課
ファミリーサポート推進事業	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課
病児保育事業	児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、医療機関に付設された施設等において、病気の児童を一時的に保育する病児保育事業を実施する事業者に対し、補助金を交付します。	こども家庭課
こども・子育て応援機運醸成事業	こどもの成長と子育てを地域全体で応援する機運の醸成を図るため、ポスター・パンフレットの作成・配布による「南相馬市こども・子育て応援条例」の周知を図るとともに、こどもを主役とするイベントを開催します。	こども家庭課
子育て世代向けのライフプランに関する啓発事業	若い世代がこどもや家庭を持ちたいという希望を実現できる社会を促進するため、ガイドブックを作成し、結婚、妊娠・出産、子育ての不安軽減等を図ります。	こども家庭課
こども家庭センター（再掲）	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健及び育児に関する様々な悩み等に保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、必要に応じて保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携しながら切れ目のない支援を行います。	こども家庭課

施策の方向2 保育サービス・幼児教育の充実

～ 幼児のための保育や教育する場所やサービスをそろえます ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
待機児童数	0 人	0 人
幼保小連携・接続実施施設割合	50%	100%

現状と課題

- 本市の待機児童数は 0 人と解消されています。一方で年度途中の受入れは難しい状況にあるなど、保育ニーズの的確な把握と、幼児教育・保育の質の向上を図る取り組みが必要です。
- 共働き世帯の増加に伴い、育児休業明けから就学までの隙間のない保育ニーズが高まるとともに、一時預かりや延長保育など保育ニーズも多様化しており、一時預かり事業（幼稚園型）については需要見込量を上回って推移しています。
- 令和 6 年 6 月から病児保育事業が開始されたほか、「こども誰でも通園制度」の試行的実施など、多様化する保育ニーズに対応できるよう支援体制の整備を進めています。
- こどもの一生において大きな影響を与える幼児期に「非認知能力¹」を獲得することは大変重要です。また、非認知能力は、こどもたちの心身発達にとってきわめて重要な力であるとともに「小 1 プロブレム²」の解消にも寄与することから、その獲得のために幼児教育の質の向上を図る必要があります。

今後の方向性

- 個々の保育ニーズに対応していくため、利用者の立場に立った多様な保育サービスの充実を図ります。
- 保育人材の確保及び育成等を通じて、保育サービスの充実を図ります。
- 「小 1 プロブレム」の解消に向けて、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続を行うことができるよう、すべての幼児教育施設の職員を対象として情報共有や合同研修を実施し、こども一人ひとりに応じた幼児教育を提供することができる体制を構築し、幼児教育の質の向上を図ります。

¹ 学力検査や知能検査で測ることができない「社会性」「忍耐力」「自尊心」等の人の心や社会性に関する能力のこと。

² これまでの保育園や幼稚園での生活から一変したことで、小学校に上がったこどもが小学校での生活に適應できず、精神的に不安になってしまったことで起こす行動や問題のこと。例えば、授業に集中できず、立ち歩いたりおしゃべりをしてしまったり、授業が始まっても席に戻れない行動などがあげられる。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
延長保育促進事業補助金	延長保育事業を実施する私立保育所及び認定こども園に対する補助金を交付します。	こども育成課
地域保育施設支援事業補助金	認可外保育施設運営等費用に対する補助金を交付します。	こども育成課
保育士宿舍借り上げ支援事業補助金	保育士の人材確保、就業継続及び離職防止を図るため、事業者が保育士の宿舍を借り上げる費用に対し、補助金を交付します。	こども育成課
保育体制強化事業補助金	私立保育事業者（保育所・認定こども園）に対し、保育設備や遊ぶ場所等の清掃、給食の配膳・後片付け、寝具の用意・後片づけ、園外活動時の見守り等を行い保育士の負担軽減を図る保育支援者の配置に要する費用の一部を補助します。	こども育成課
保育士等人材確保事業	市内認可教育・保育施設の保育士及び幼稚園教諭の人材不足を解消するため、人材確保に向けた取組を実施します。	こども育成課
幼稚園教諭宿舍借り上げ支援事業補助金	幼稚園教諭の人材確保、就業継続及び離職防止を図るため、事業者が幼稚園教諭の宿舍を借り上げる費用に対し、補助金を交付します。	こども育成課
みらい育成修学資金事業（保育士等修学資金貸付）	保育士等の養成施設卒業後、直ちに市内の私立保育園・幼稚園で保育士、幼稚園教諭として従事しようとする方を対象に、修学資金の貸し付けを行います。	教育総務課
こども誰でも通園制度	現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できるこどもだれでも通園制度を実施します。	こども育成課
給食食物アレルギー対応（保護者）助成金事業	子育て環境の充実を図るため、市内小・中学校・保育園幼稚園等に在園し、食物アレルギーにより給食の提供を受けることができず、弁当や代替のおかず等を持参するなど、各家庭により食物アレルギーに対応している児童生徒・園児の保護者に対し、助成金を交付します。	こども育成課 学校教育課
元気あふれる幼児育成推進事業	こどもの可能性や特性を引き出すような情操教育と体力増進を中心とした幼児教育を充実させるため、年齢別のカリキュラム策定や幼保小連携研修等を実施します。	こども育成課
一時預かり事業（再掲）	育児に悩む保護者の育児疲れ解消、急病や勤務形態の多様化に伴う一時的な保育需要に対応するため、一時預かりを実施します。	こども育成課
病児保育事業（再掲）	児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、医療機関に付設された施設等において、病気の児童を一時的に保育する病児保事業を実施する事業者に対し、補助金を交付します。	こども家庭課

施策の方向3 子育て家庭等への経済的支援

～ 子育てなどにかかる費用の負担をサポートします ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
一般市民の子育て支援（経済的支援等）の満足度	26.8%	36.2% (R8目標値)

現状と課題

- 市では、18歳までの医療費を無料とする「乳幼児子ども医療費助成事業」の実施のほか、障がい児やひとり親世帯、震災遺児等支援を必要とすることも等に対する各種助成を行うなど、様々な分野において、子育てに係る経済的負担の軽減策に取り組んでいます。
- ニーズ調査の就学前児童の保護者において『南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと』としては、「保育料・授業料など経済支援の充実」（40.6%）が2番目に多くなっており、前回調査より5.8ポイント増加しています。
- また、『もう1人以上のこどもを持ちたいと思う環境』は、「子育てや教育に関する経済的負担が解決できれば持ちたい」（51.9%）が最も多くなっているなど、引き続き経済支援の充実が重要となっています。

今後の方向性

- 医療費の無料化をはじめ、こどもや子育てに対する様々な助成等について継続を検討しながら、支援していきます。
- 家庭の経済状況など、こどもの置かれている状況によってこどもの成長や将来の夢の実現に悪影響を及ぼすことのないよう、支援を必要とする家庭やこどもへの経済的支援の充実を図ります。
- 子育て世代が未来に向けた計画を安心して進められるよう、教育費やライフプランについてのセミナー等を実施し、未来に対する不安の解消と、子育てに対する意欲向上を実現します。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
給食費無償化	市内に居住し、市内の保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園、小中学校に在園・在籍するこども達の給食費を無償化します。	こども育成課 学校教育課

第4章 施策の展開

施策・事業名	事業概要	担当課
保育料無償化	市内の保育園（所）、認定こども園、小規模保育事業、幼稚園に在園するこども達のお子さんの保育料等を無償化します。	こども育成課
乳幼児子ども医療費助成事業	0歳～18歳までの医療費（保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額）に対する助成を実施します。	こども家庭課
未熟児養育医療費助成事業	出生後速やかに適切な処置を行う必要がある未熟児に対し、入院医療費の助成を実施します。	こども家庭課
妊婦のための支援給付交付金	妊娠期から子育て期における経済的負担を軽減するため、妊娠届出を行った妊婦や出生届出を行った妊婦（養育者）に対し、妊婦のための支援給付交付金を支給します。	こども家庭課
低所得妊婦初回産科受診費用助成	低所得妊婦の経済的負担を軽減し、母体及び胎児の健康の保持増進を図るため、初回産科受診費用の一部を助成します。	こども家庭課
母子栄養食品支給事業	妊産婦の健康な母体を保持するとともに、胎児及び乳児の健全な育成を図るため、母子栄養の援助を必要とする低所得の妊産婦及び乳児に対して、牛乳または乳製品の栄養食品を支給します。	こども家庭課
ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業	新生児保護者に対し、お祝い品（紙おむつ等と引換できる給付券及び南相馬市産米）を支給します。	こども家庭課
在宅保育支援金	多様な保育環境を支援するため、家庭において保育を行っている保護者に対し、在宅保育支援金を交付します。	こども家庭課
多子世帯子育て応援支援金支給事業	第3子以降の子を養育している保護者に対し、出産時及び小学校入学時に支援金を交付します。	こども家庭課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、学用品購入費等を支給します。	学校教育課
巣立ち応援18歳祝い金支給事業	18歳を迎えるこどもたちに市として祝意を示し、巣立ちへのエールを送るとともに、大学進学・就職準備等に係る経済的負担の軽減を図るため、祝金を支給します。	こども家庭課
遠距離通学費補助金	小学1年生から6年生までの通学距離が片道4km以上の児童及び中学1年生から3年生までの通学距離が片道6km以上の生徒等に対し、通学費を補助します。	学校教育課
大学生等通学定期券購入費助成事業について	市内から大学等に遠距離通学する大学生等の世帯の費用負担の軽減及び公共交通機関の利用促進を図るため、遠距離通学をする大学生等の通学定期券購入費の一部を助成します。	生活環境課
住宅購入等世帯定住促進	若い世代の定住を促進するため、子育て世帯等の住宅取得に対し、奨励金を交付します。	建築住宅課
ライフプランセミナー等の開催	子育て世代が抱えるライフプランやこどもの教育費に関する不安や悩み事を解消するため、セミナー等を実施します。	こども家庭課
みらい育成修学資金事業（再掲）	みらいを担う者に対し、修学に必要な資金として、育英資金・看護師等修学資金・保育士等修学資金・介護福祉士等修学資金の貸付及び修学資金の給付を行います。	教育総務課

施策の方向4 仕事と家庭との両立支援

～ 子育てをしながら仕事ができる社会をつくれます ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
男性育児休業取得率 (雇用保険対象者)	30.4%	85%
ファミリーサポートセンター会員数	176 人	180 人
児童クラブ待機児童数	0 人	0 人

現状と課題

- 共働き世帯が増加傾向にあるとともに、女性のフルタイム就労も増加していることから、仕事と子育ての両立を支援する取組が求められています。
- ニーズ調査の『主に子育てを行っている人』では、「父母ともに」は就学前の保護者で 52.0%と前回調査より 3.5 ポイント増加、小学生保護者では 60.0%と前回調査より 2.9 ポイント増加しています。
- ニーズ調査の就学前の保護者における『育児休業の取得状況』では、母親で「取得した（取得中である）」が 53.4%と前回調査より 12.7 ポイント増加、父親は 24.7%と前回調査より 21.6 ポイント増加しています。しかし、『取得期間』は、母親は「12 ヶ月～18 ヶ月未満」（43.3%）が最も多い一方で、父親は「1 ヶ月～2 ヶ月未満」（41.9%）が最も多く、次いで「1 ～15 日」（35.5%）と、母親に比べ短期間となっています。なお、父親の『育児休業を取得していない理由』では、「仕事が忙しかった」（40.7%）や「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（34.6%）となっています。
- ニーズ調査の就学前の保護者における『南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと』としては、「仕事と子育てが両立できるよう労働時間の改善など、企業や労働者に対する啓発」が 37.2%と、全項目の中で 3 番目に回答が多くなっています。
- 子育てをすることは社会そのものを育てることにもつながります。地域をはじめ、企業、行政といった社会全体で積極的に子育て家庭の見守りと支援が重要であり、職場において、育児休業制度の積極的な取得等、男女ともに仕事と子育てを両立しやすい環境づくりが必要となっています。

今後の方向性

- 市内の事業所に対し、育児休業制度の普及やこどもの病気等の際に柔軟に休暇が取得できる仕組みづくりなど、多様な働き方の推進について協力を求め、仕事と子育ての両立しやすい職場環境づくりを促進します。
- 男性が女性とともに家事や育児等を担うための知識や意欲を高められる取組を推進します。
- 保育サービスや放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター等、こどもの預かり等を通して、仕事と子育ての両立を支援する取組を推進します。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
放課後児童健全育成事業	小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども家庭課
マタニティファミリーセミナー（再掲）	妊婦とその家族が、安心して妊娠期を過ごすことができ、出産後楽しく育児ができることを目的にマタニティファミリーセミナーを実施します。	こども家庭課
思春期保健教室	安心して出産を迎え、子育てを行うために、男女が共に必要な知識を身につけ、協力して子育てすることの意欲を高められるよう各教室を実施します。	こども家庭課
ファミリーサポート推進事業（再掲）	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課
男性育児休業取得支援事業	男性の育児休業取得推進を目的とした支援制度について、市内事業者等に周知を図り、活用を促進していきます。	商工労政課 こども家庭課
女性に寄り添った働きやすい環境づくりの啓発推進	妊娠、出産、育児等のライフステージにおける女性の負担軽減や、働きやすい職場環境、福利厚生制度等の啓発を推進していきます。	商工労政課 こども家庭課
魅力ある職場環境づくり事業の促進	市内企業で働く労働者の定着を図るため、労務管理、人材育成に伴う資格取得、事務所のバリアフリー化など、働きやすく魅力的な職場づくりに取り組む市内事業者に対し、補助金を交付します。	商工労政課
「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の推進	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「個人の生活」との調和を図り、その両方を充実させる環境づくりを目指します。	生涯学習課
病児保育事業（再掲）	児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、医療機関に付設された施設等において、病気の児童を一時的に保育する病児保事業を実施する事業者に対し、補助金を交付します。	こども家庭課
ベビーファースト運動への取組	こどもを産み育てたくなる社会を実現するために、企業・自治体・個人と一緒に妊産婦をはじめ、子育て世代が過ごしやすい環境を醸成する日本青年会議所が提唱する「ベビーファースト運動」に参画します。	こども家庭課

基本目標3 こどもが健やかに成育できるまち

成果指標

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
相対的貧困率（小5・中2保護者）	9.3% （R6 アンケート結果）	現状値を下回る
養育費受領率 ³	23.2%	35.8%

施策の方向1 こどもの貧困対策の推進

～ 日常生活に困っている状況にあるこどもをサポートします ～

施策に関する指標

項 目	現状値（R5）	目標値(R11)
こどものための SNS 相談窓口の提供	0	1

現状と課題

- 厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満のこどもの割合を示す「こどもの貧困率」は令和 3 年で 11.5%となっています。18 歳未満のこどもの約 8 人に 1 人が経済的に困難な状況にあり、こどもの貧困は社会全体として取り組むべき喫緊の課題となっています。
- 「こどもの生活に関するアンケート調査（保護者・児童扶養手当受給者調査）」（以下、「生活実態調査」という。）により算出した貧困線（所得の中央値の半分）を下回る人の割合である「相対的貧困率」に該当する世帯は、小5・中2の保護者で 9.3%、児童扶養手当受給世帯で 52.9%と、特にひとり親等の世帯において、高い割合となっています。
- こどもの貧困の現状はみえにくいと言われています。親やこども自身が貧困状態であると自覚がなかったり、援助を受けることにためらいを感じるなどから、相談窓口の周知や、関係機関の連携が必要です。

³ 児童扶養手当受給者のうち養育費を受領している割合

今後の方向性

- 貧困に関する悩みを抱える子どもや保護者が、自身の悩みを話せる窓口の周知・啓発を図り、関係機関が相互に連携し、子どもの貧困対策を解消する取組を推進します。
- すべての子どもが自身の生まれ育った環境にとらわれることなく、夢や希望を持つことができる社会を実現するため、教育や体験の格差が生じることがないように支援します。
- 子どもの貧困の背景のひとつとして、ひとり親家庭において、相対的貧困率の高さが挙げられます。ひとり親家庭の子どもの心身と健やかな育成を図るため、就業支援、養育費の確保支援等の施策を推進します。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
子どものための SNS 相談窓口の開設	子どもが気軽に相談できる無料・匿名で利用できる SNS 相談窓口を開設します。	子ども家庭課
子どものための困りごと相談窓口の周知広報	「ふくしま 24 時間子ども SOS」等子どものための電話相談窓口（24 時間対応・通話料無料）等について周知・広報を図ります。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援事業	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなる恐れのある方が、社会的孤立に至らないように本人と一緒に支援計画を考え、自立に向けた生活の改善を図ります。	社会福祉課
子ども食堂の活動支援	市内社会福祉法人等が運営する子どもや保護者等に食事を提供することも食堂の活動を支援するとともに、周知広報等を通じた利用促進を図ります。	子ども家庭課
みらい育成修学資金事業（再掲）	みらいを担う者に対し、修学に必要な資金として、育英資金・看護師等修学資金・保育士等修学資金・介護福祉士等修学資金の貸付及び修学資金の給付を行います。	教育総務課
要保護及び準要保護児童生徒就学援助（再掲）	経済的な理由で就学困難な児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、学用品購入費等を支給します。	学校教育課
児童扶養手当支給事業（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。	子ども家庭課
子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家庭や養育環境の悪化による虐待リスク等の高まりを未然に防ぐため家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭・妊産婦・ヤングケアラー等がいる家庭にヘルパーを派遣し、家庭や養育環境を整えます。	子ども家庭課
子ども家庭センター（再掲）	子どもとその家庭等を対象に、福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら相談支援を包括的にを行います。	子ども家庭課
ひとり親家庭総合支援事業（再掲）	要件を満たすひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定講座受講の給付金を支給します。	子ども家庭課

施策・事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭の父又は母及び児童、並びに父母のいない児童の医療費（保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額）の一部を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者支援事業（再掲）	ひとり親家庭に対し、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭養育費確保支援事業（再掲）	ひとり親家庭の経済的安定と福祉の向上を図るため、養育費確保のための公文書作成及び回収の取組を支援する補助金を交付します。	こども家庭課
ライフプランセミナー等の開催（再掲）	子育て世代が抱えるライフプランやこどもの教育費に関する不安や悩み事を解消するため、セミナー等を実施します。	こども家庭課
出張ハローワークへの協力	ひとり親の就労支援を強化するため、労働局と連携し「出張ハローワーク」（臨時相談窓口）を推進します。	こども家庭課

施策の方向2 ひとり親家庭への支援の充実

～ 親がひとりの家庭に対してサポートします ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金 支給者数	1 人	3 人

現状と課題

- 児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移については、受給資格者数は横ばいで推移しており、430人前後となっています。受給者数も、令和4年度までは横ばいの傾向で、350～370人程度で推移していましたが、令和5年度には330人とやや減少しています。
- 生活実態調査の児童扶養手当受給世帯における『現在の暮らしの状況』では、「苦しい、大変苦しい」と回答した世帯は61.1%と、小5・中2の保護者の29.9%を大きく上回っており、そのほかの設問の傾向としても、現在の生活や将来に不安を抱えた回答となっています。また、『相談や援助で頼れる人』で「頼れる人はいない」と回答した人は、児童扶養手当受給世帯の方が小5・中2の保護者より多くなっています。
- ひとり親家庭は仕事と子育ての両立など経済的な自立の問題をはじめ様々な課題を抱える傾向にあり、両親がいる家庭に比べ心身ともに子育ての負担が大きい傾向にあるため、総合的な支援の充実が重要となっています。
- ひとり親家庭総合支援事業等の利用促進など、関係部局、民生児童委員、母子寡婦福祉団体などと連携をとりながら、自立へ必要な情報提供、相談指導、支援制度の利用を進めています。

今後の方向性

- ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、きめ細やかな福祉サービスを展開するとともに、自立支援に向けた現状の把握及び総合的な対策を実施していくことが必要です。
- ひとり親家庭が自立した生活を継続的に営めるよう、関係機関や関係部署と連携のうえ、子育て支援、経済支援、就労支援など多角的な支援の充実を図ります。

《 主な事業・取組 》

施策・事業名	事業概要	担当課
ひとり親家庭総合支援事業（再掲）	要件を満たすひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定講座受講の給付金を支給します。	こども家庭課
ひとり親家庭医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭の父又は母及び児童、並びに父母のいない児童の医療費（保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額）の一部を助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭ファミリーサポートセンター利用者支援事業（再掲）	ひとり親家庭に対し、ファミリーサポートセンター利用料の一部助成します。	こども家庭課
ひとり親家庭養育費確保支援事業（再掲）	ひとり親家庭の経済的安定と福祉の向上を図るため、養育費確保のための公文書作成及び回収の取組を支援する補助金を交付します。	こども家庭課
児童扶養手当支給事業（再掲）	ひとり親家庭の生活の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当を支給し、児童福祉の増進を図ります。	こども家庭課
出張ハローワークへの協力（再掲）	ひとり親の就労支援を強化するため、労働局と連携し「出張ハローワーク」（臨時相談窓口）を推進します。	こども家庭課
ライフプランセミナー等の開催（再掲）	子育て世代が抱えるライフプランやこどもの教育費に関する不安や悩み事を解消するため、セミナー等を実施します。	こども家庭課

施策の方向3 障がいや発達課題などに対する支援の充実

～ 障がいのある子どもや発達課題のある子どもの成長をささえます ～

施策に関する指標

項 目	現状値（R5）	目標値(R11)
幼児通級指導（ことばの教室）事業	週の開催日数 3日	週の開催日数 5日

現状と課題

- 障がいがある人も、地域社会の一員として自らが望む生活ができ、障がいの有無に関わらず、誰もが支え合い共生できる社会を目指す機運が高まっています。
- 令和5年度に策定した「第7期障がい者計画」、「第7期障がい福祉計画」、「第3期障がい児福祉計画」に基づき、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、関係機関が連携し切れ目のない支援を行うとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。
- 市内の小学校、中学校のこどもの数は減少していますが、特別支援学級の児童生徒の割合は、東日本大震災以降徐々に増えてきており、通級指導教室を利用している児童生徒の割合も増加傾向にあります。
- 健康診査（1歳6か月児、3歳児）時に経過観察（主に言語や運動、精神発達面の遅れ等があり、定期的に経過を確認）が必要となる幼児の割合は増加傾向にあり、その後の発達相談会等から療育（児童発達支援）に繋がるケースが増えています。

今後の方向性

- 保健、医療、福祉、教育等の関係機関の円滑な連携と、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築し、支援の必要な子ども一人ひとりに応じた適切な支援を図ります。
- 障がいや発達課題のあるこどもの多様な学びの場の環境整備を図ります。
- 保護者が、こどもの持つ発達特性や対応の仕方について相談できる体制の充実やサービス等の周知を図ります。
- 障がいの有無にかかわらず誰でも利用できるインクルーシブな場を提供し交流や相談、障がいに対する地域住民の理解促進に努めます。

《 主な事業・取組 》

事業名	事業概要	担当課
幼児通級指導（ことばの教室）事業	ことばやコミュニケーションに何らかの問題がある幼児に対し、個々に応じた言語指導を行います。	こども家庭課
発達障がい等児童早期発見・早期支援事業	発達障がいに関する総合窓口を設置し、支援を要する児童等のより良い発達を促すため、幼稚園・保育園等、放課後児童クラブ、教育委員会などの関係機関と連携して、巡回相談や個別相談、支援者支援研修会等を行います。	こども家庭課
発達障がいの理解促進のための普及啓発事業	障がいのある人の個性や特性の理解を深めるため「世界自閉症啓発デー」の周知について、市のホームページや広報紙、リーフレット等を活用し普及啓発活動を行います。	こども家庭課
障がい児保育事業補助金	保育環境の向上を図るため、軽度又は重度障がいのある児童の保育を実施している私立保育所及び認定こども園に対し、補助金交付します。	こども育成課
親子関係形成支援事業（再掲）	子育てに難しさを感じる保護者を対象に、楽しく子育てをする自信をつけることを目的とし、こどもの行動の理解やほめて育てるコツを学ぶ機会を提供します。	こども家庭課
障がい児通所支援サービス及び障がい児相談支援	障がい児支援利用計画に基づく児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービスを提供します。	社会福祉課
日中一時支援事業	心身障がい児等の日中の活動の場の確保や、その家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の提供を目的とし、心身障がい児等の放課後や長期休暇中の預かり等を実施します。	社会福祉課
地域子育て支援拠点施設整備事業	インクルーシブな場を提供するとともに、障がいのあるこどもやその保護者の交流、育児相談、情報提供、講習等を行います。	こども家庭課
介助員の配置	心身に障がいのある児童生徒が市内の小中学校に就学する場合の適正な学習環境の確保を図るため、必要に応じ介助員を配置します。	学校教育課
インクルーシブ教育 ⁴ システムの推進	全てのこどもたちがそれぞれの多様性を認め合い、互いに高め合う協働的な学びの機会の確保など、一人ひとりの能力・可能性を最大限にのばす教育の実現を図ります。	学校教育課
学習支援員の配置	きめ細やかな指導の充実を図るため、小中学校学習支援員を配置します。	学校教育課
南相馬市・飯舘村地域自立支援協議会	障がいのある人が地域で生活する上で発生する問題や課題を検証し、解決のための方策等の協議を行います。	社会福祉課 こども家庭課
乳幼児健康診査	乳幼児の健康状態や生活状況を確認し、発育・発達に関する適切な助言を行うとともに、育児に関する不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報提供等を行います。	こども家庭課
乳幼児発達相談会	乳幼児健診等において発達面で経過観察を要する児と保護者を対象に、心理士による発達検査、相談、指導を実施します。	こども家庭課

⁴ インクルーシブ教育システム
障がいのあるこどもたちと障がいのないこどもたちが、共に学ぶ仕組み

第4章 施策の展開

事業名	事業概要	担当課
ことばの相談会	ことばの発達に経過観察を要する児と保護者を対象に、言語聴覚士による検査や相談、言語指導等を実施します。	こども家庭課
発達支援教室	乳幼児健診等で経過観察を要する児を対象に、親子で触れ合う遊びを通して健やかな発達を促すとともに、保護者が児の発達と関わり方を理解し、不安や悩みを軽減し安心して子育てできるよう支援します。	こども家庭課
医療的ケア児への支援	医療的ケア児及びその家族が安心して地域で生活が送ることができるよう、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、相談体制の充実を図ります。	社会福祉課 こども家庭課

基本目標4 地域全体でこども・子育てを支援できるまち

成果指標

成果指標	現状値（R5）	目標値(R11)
地域の人や社会に子育てが支えられていると感じる保護者の割合	就学前児童の保護者 65.1% 小学生の保護者 62.1%	就学前児童の保護者 小学生の保護者ともに 70.0%

施策の方向1 安心・安全な子育て環境の整備

～ 安全で、安心して子育てができる環境をととのえます ～

施策に関する指標

項 目	現状値（R5）	目標値(R11)
赤ちゃんの駅 ⁵ 登録数	61 か所	71 か所
小児科、産科の医療機関数（専科数）	3 機関	5 機関
少年指導員街頭指導活動	137 回	140 回

現状と課題

○令和3年4月から南相馬市立総合病院にて、小児入院受け入れが再開されるなど、東日本大震災に受けた医療体制へのダメージは少しずつ回復しています。しかしながら、医師、看護師等の医療人材については、全国的にも不足しており、本市においても慢性的に担い手が不足しています。

⁵ 授乳やおむつ交換が可能な店舗や施設を「赤ちゃんの駅」として登録し、「赤ちゃんの駅」のステッカーを掲示する取組。

- ニーズ調査の就学前の保護者における『南相馬市の子育て環境充実のために重要なこと』では、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の充実」が 53.7%と最も多く、前回調査より 9.5 ポイント減少したものの、依然として市民の半数以上が望んでいます。
- 平成 31 年度から交通事故発生件数、犯罪発生件数ともに減少傾向にあるものの、交通事故の当事者となる高齢者割合の増加に加え、居住者数の減少や高齢化、核家族の増加や、地域コミュニティの希薄化など、地域の防犯体制の弱体化が懸念されます。
- 国内各地において子どもが被害者になる痛ましい事件、事故が発生していることから、社会全体で子どもを犯罪や事故から守っていくためには、地域における防犯活動、交通安全活動の活性化を図る必要があります。
- 想定を超える大規模災害が発生した際には、市、消防、警察等の防災行政機関のみで対応を行うことは困難で、被害を最小化する「減災」の考え方や、自助・共助・公助一帯による防災体制の強化が重要になります。

今後の方向性

- 引き続き、医療人材の確保や育成により、医療提供体制の強化を図るとともに、深夜や土日祝日などの医療機関における休診時の対応ができる体制確保や、緊急時の適切な受診情報の周知等を更に進めます。
- 福島県立医科大学などに対し、小児科医の派遣を引き続き強く要望していくとともに、相馬郡医師会や市内医療機関等と地域医療の在り方を検討し、地域医療提供体制の充実に努めます。
- 子どもを交通事故や犯罪から守るため、安全性や防犯に配慮した道路環境等を整備します。
- 防犯及び交通安全の意識啓発や教育を図るとともに、地域で子どもを見守ることができるよう、地域における事故や事件に対する抑止力の向上を図ります。
- 災害発生直後の初動対応では自分の命は自分で守る「自助」が重要であるため、子どもや子育て世帯に対して、災害に対する平常時からの備えの重要性を啓発・促進します。

《 主な事業・取組 》

事業名	事業概要	担当課
夜間小児科・内科初期救急医療事業	市内病院において、土・日・祝日・年末年始の夜間に小児科及び内科の初期救急を受けられる環境を提供し、休日夜間に緊急的な受診ができる環境を整備します。	健康政策課
みらい育成修学資金事業（看護師等修学資金貸付）	看護師等の養成施設卒業後、直ちに市内の医療機関等において看護師等として業務に従事しようとする方を対象に、修学資金の貸付けを行います。	教育総務課
関係団体との通学路の合同点検	学校と保護者や地域、関係機関が連携し、定期的に通学路点検を行うなど、児童生徒が事故や犯罪に巻き込まれないよう安全確保に努めます。	学校教育課

事業名	事業概要	担当課
地域子育て支援拠点施設整備事業（再掲）	こどもや保護者に対し、子育てに伴い発生する課題に対応する交流、相談支援、情報提供、預かりなどの様々なサービスを提供するため、南相馬市地域子育て支援拠点施設を整備します。	こども家庭課
防犯灯設置事業	夜間通学時の安全確保、犯罪及び事故防止のため、防犯灯の設置を推進します。	土木課
交通安全教室の実施	小中学校においてスケアードストレイト（スタントマンによる現場事故再現手法による）交通安全教室や、交通安全スローガンの募集などを実施し、交通安全、交通事故防止に対する意識を高めます。	生活環境課
「赤ちゃんの駅」の取組	乳幼児のいる家庭が安心して外出できる環境を提供するため、授乳やおむつ交換が可能な店舗や施設それぞれを「赤ちゃんの駅」として登録し、登録施設には「赤ちゃんの駅」のステッカーを配布します。	こども家庭課
あかちゃんとそなえの輪の取組	「あかちゃんの防災」をはじめとした、もしもへの備えについて周知・啓発を実施します。	こども家庭課
家族を守る防災知識の普及啓発	こどもや子育て世帯に対して、災害から家族を守るために必要な防災知識の普及啓発を行います。	こども家庭課 危機管理課
防災出前講座	生涯学習まちづくり出前講座に防災に関する講座を設け、平常時からの災害への備えを促進します。	危機管理課 各区地域振興課
地域の絆づくり支援事業の実施	東日本大震災後のコミュニティの再生を目的に、地域が自ら取り組む地域の絆づくり事業を応援します。	コミュニティ推進課
震災遺児等進学支援助成金交付事業	国指定の災害または交通事故により両親又はその一方を亡くした遺児及び孤児に対し、進学を支援する助成金を交付します。	こども家庭課
青少年育成市民会議事業（再掲）	市内7地区推進協議会活動にて、世代間交流事業や親子で参加できる教室、花いっぱい運動等、地域に根差した活動を通して、青少年健全育成を推進します。	こども家庭課
少年センター活動の実施（再掲）	少年の非行防止活動を効果的に実践するため、関係機関・団体との連携、協力を保ちながら、青少年の非行防止と健全育成を図ります。	こども家庭課
少年指導員街頭指導活動（再掲）	青少年を被害や事故から守り、非行化を防止して健全に育成するため、児童・生徒の下校時間に合わせて、学校周辺や市内の公園等を巡回し、こどもたちを見守っています。	こども家庭課
ファミリーサポート推進事業（再掲）	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課
こども・子育て応援機運醸成事業（再掲）	こどもの成長と子育てを地域全体で応援する機運の醸成を図るため、ポスター・パンフレットの作成・配布による「南相馬市こども・子育て応援条例」の周知を図るとともに、こどもを主役とするイベントを開催します。	こども家庭課

施策の方向2 こども・子育てに優しいまちづくり

～ こどもや子育てする人を市民みんなで応援する社会をつくれます ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
「ベビーファースト運動」参画企業数	42 企業 (R 6. 8月現在)	52 企業

現状と課題

- 市では、令和4年4月に「南相馬市こども・子育て応援条例」を制定するとともに、令和4年8月には「ベビーファースト運動」の宣言を行い、3つのアクションプラン「子育て世代に心強い3つの無料化！」「子育ても仕事もしやすく！パパ＆ママをバックアップ」「地域の人みんなで子育てを全力応援！」を掲げ、積極的に子育てを応援するまち「こども・子育てを本気で応援！南相馬市」として推進しています。
- 「ベビーファースト運動」に参画する市内企業は、令和6年度時点で42社（令和4年度14社、令和5年度14社、令和6年度14社）と活動は浸透しつつあり、地域においても子育て世代が過ごしやすい環境の醸成を目指しています。
- ニーズ調査の『地域の人や社会に子育てが支えられていると感じるか』では、「あまり感じない、感じない」と回答した就学前児童の保護者は30.3%、小学生の保護者では38.1%と、3～4割程度の人は地域や社会の支えが十分ではないと評価しています。
- 「南相馬市こども・子育て応援条例」で掲げた「こどもたちの笑顔がかがやくまち」を実現するためには、公的な取組だけではなく、市民とともに力を合わせ、こどもや若者の育ちを地域で支える、こども・子育てにやさしい社会環境を整えていく必要があります。

今後の方向性

- 市民や市内企業・事業所・団体等の「ベビーファースト運動」への参画や「赤ちゃんの駅」などの取組により、地域が子育て応援に取り組みやすい仕組みを整備し、地域社会全体でこども・子育てを支え、応援する機運の醸成を図ります。
- 市民の子育て施策への理解を深めるため、「南相馬市ファミリーフォトコンテスト」等のあらゆる機会の場や多様な媒体を通じ、「南相馬市こども・子育て応援条例」やこども施策に関する周知普及を積極的に図ることで、こどもや若者、子育てをする家庭にやさしいまちづくりを推進します。

《 主な事業・取組 》

事業名	事業概要	担当課
ファミリーフォトコンテスト事業	市内における子育てに対する意識の醸成を図るため、市民から子育て等の写真を募集・公表し、こどもの可愛い姿などを市民の方に改めて感じてもらう機会と親子または家族におけるコミュニケーションの機会を創出します。	こども家庭課
ベビーファースト運動への取組（再掲）	こどもを産み育てたくなる社会を実現するために、企業・自治体・個人と一緒に妊産婦をはじめ、育て世代が過ごしやすい環境を醸成することを目指します。	こども家庭課
こども・子育て応援機運醸成事業（再掲）	こどもの成長と子育てを地域全体で応援する機運の醸成を図るため、ポスター・パンフレットの作成・配布による「南相馬市こども・子育て応援条例」の周知を図るとともに、こどもを主役とするイベントを開催します。	こども家庭課
「赤ちゃんの駅」の取組（再掲）	乳幼児のいる家庭が安心して外出できる環境を提供するため、授乳やおむつ交換が可能な店舗や施設それぞれを「赤ちゃんの駅」として登録し、登録施設には「赤ちゃんの駅」のステッカーを配布します。	こども家庭課
巣立ち応援18歳祝い金支給事業（再掲）	18歳を迎えるこどもたちに市として祝意を示し、巣立ちへのエールを送るとともに、大学進学・就職準備等に係る経済的負担を図るため、祝金を支給します。	こども家庭課
青少年育成市民会議事業（再掲）	市内7地区推進協議会活動にて、世代間交流事業や親子で参加できる教室、花いっぱい運動等、地域に根差した活動を通して、青少年健全育成を推進します。	こども家庭課

施策の方向3 子育て支援のネットワークづくり

～ 地域の人たちが協力し、子育てをたすけあえる仕組みをつくります ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
子育て応援 Web サイトのアクセス数	年間 26,244 件 (R 4 実績値)	年間 30,000 件
子育て支援センター利用者数	8,227 人	20,000 人

現状と課題

- ニーズ調査の『居住期間』では、就学前児童の保護者で「5年未満」が 39.0%（そのうち3年未満が 22.7%）と、市外から転入してきた保護者が4割を占めており、子育て中の保護者の孤立が懸念されます。
- ニーズ調査の『地域の人や社会に子育てが支えられていると感じるか』では、「感じる、やや感じる」と回答した就学前児童の保護者は 65.1%、小学生の保護者では 62.1%と、6割台にとどまっています。
- 子育て応援基金助成事業の助成数は、コロナ禍を経て横ばいから微減で推移しています。
- ニーズ調査の『市から子育てに関する情報を十分に受け取れているか』では、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに約7割が「十分である、まあ十分である」と回答しています。

今後の方向性

- 子育て中の親の不安を解消するため、子育て家庭が地域とのつながりを保つための機会や情報を、的確な媒体や手法で発信します。
- 子育て家庭が孤立することなく、子育ての当事者同士が地域で出会い、交流し、ゆとりを持って子育てを楽しむことができるよう地域全体でサポートします。

《 主な事業・取組 》

事業名	事業概要	担当課
子育て情報発信事業	子育て環境の充実を図るため、子育てに関する情報を一元化して発信し、子育て家庭を支援します。	こども家庭課
子育て応援基金助成事業	地域全体で、こどもと子育て家庭を応援する体制づくりを推進するため、各種団体等が自主的かつ主体的に実施する子育て支援事業に対し、助成金を交付します。	こども家庭課
子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、支援活動の企画・調整・育児不安等における相談指導・子育てサークルの育成支援等を行います。	こども育成課
地域子育て支援拠点施設整備事業（再掲）	インクルーシブな場を提供するとともに、障がいのあるこどもやその保護者の交流、育児相談、情報提供、講習等を行います。	こども家庭課
保健事業への協力	母子愛育会（ボランティア）の協力を得て、乳幼児健診時の誘導や兄弟への対応等を実施しています。	こども家庭課
おはなしのへやの開催	「絵本と童話の会」（ボランティア）の協力により、乳幼児とその保護者を対象に読み聞かせや手あそび等を実施しています。	中央図書館
ファミリーサポート推進事業（再掲）	こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人と、援助を行うことを希望する人との相互援助による預かりや送迎といった活動を支援するため、ファミリーサポートセンター事業を実施します。	こども家庭課

施策の方向4 被災児童等への支援

～ 東日本大震災によりケアが必要なこどもをささえます ～

施策に関する指標

項 目	現状値 (R5)	目標値(R11)
ゲートキーパー登録者数	282 人	350 人 (R 8 目標値)

現状と課題

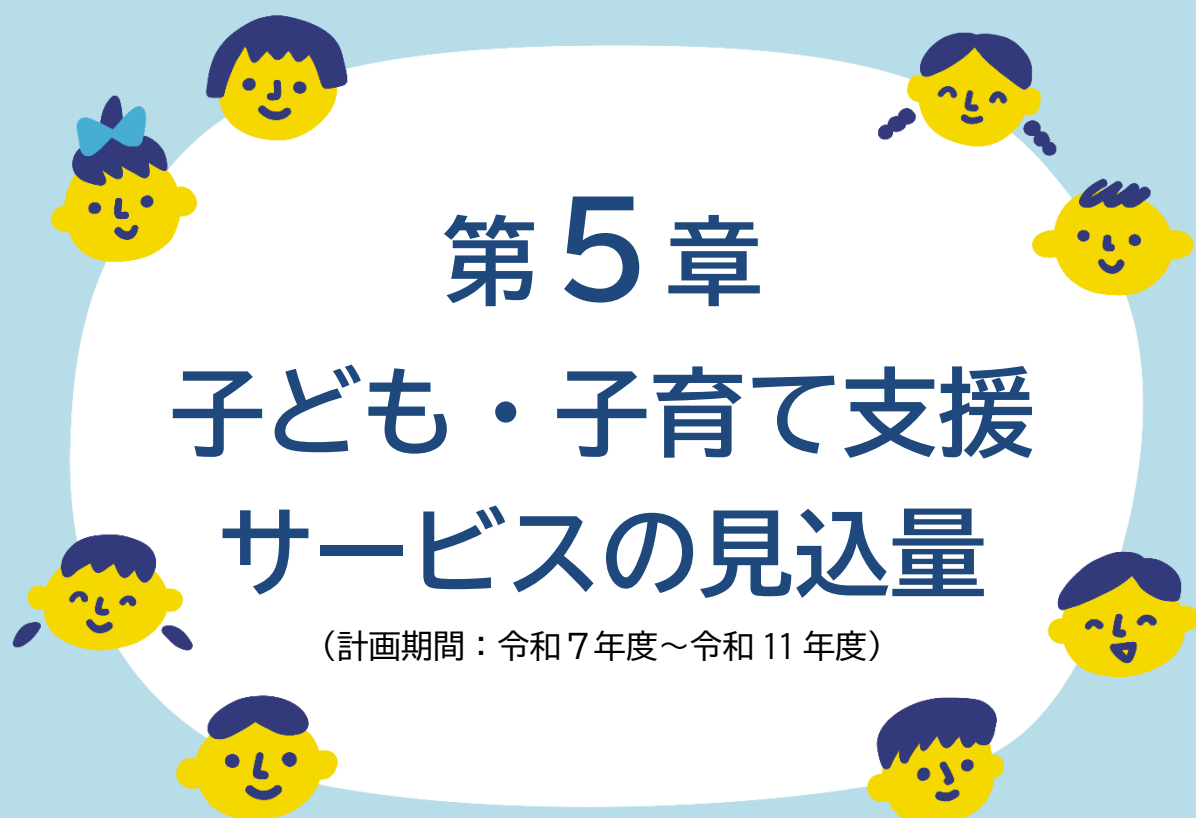
- 平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災と、それに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、進学や生活・家庭環境の変化など、被災児童等を取り巻く状況は目まぐるしく変化してきました。
- 旧避難指示区域においては、人口が震災前の約 3 割までしか回復しておらず、年少人口の減少が著しく、まちの人口構成に大きな偏りが生じています。
- 震災及び原発事故からの復興が進む一方で、震災等により家族を亡くしたり、避難のため故郷を離れるなど、家族の喪失に伴う心の傷や環境の変化に起因したストレスなどを有する児童への心のケアが継続的に必要となっています。

今後の方向性

- 東日本大震災により親を亡くしたこどもたちの健やかな成長を支え、安定した生活と希望する進路選択を実現できるよう、経済的な支援が必要です。
- 関係機関と連携し、被災児童等の悩みや不安、ストレス等に対する心理的ケアを行います。
- 子育て世代が安心して帰還することができる環境整備、情報発信等を実施しながら、帰還の促進を図ります。

《 主な事業・取組 》

事業名	事業概要	担当課
東日本大震災遺児等支援金支給事業	東日本大震災により両親又はその一方を亡くした遺児及び孤児に対し支援金を支給します。	こども家庭課
放射線被ばく検診事業	ホールボディカウンターやベビースキャンを用いた内部被ばく検診を実施し、放射性物質に対する不安軽減を図ります。	健康づくり課
放射線健康相談事業	原子力災害に伴う市民の放射線に対する健康不安を軽減するため、必要に応じて専門家を派遣し、放射線情報紙の発行等により情報提供を行います。	健康づくり課
自家消費の食品等の放射能簡易分析	住民の方を対象に、市内で採取された自家消費の農作物、水産物、畜産物など、お店で販売されていない食品の放射能分析を受け付けています。	環境政策課
給食検査体制整備事業	保育所、小中学校等が提供する給食の安全性を確認するため、給食用食材の放射性物質検査を実施します。	学校教育課 こども育成課
地域子育て支援拠点施設整備事業（再掲）	こどもや保護者に対し、子育てに伴い発生する課題に対応する交流、相談支援、情報提供、預かりなどの様々なサービスを提供するため、南相馬市地域子育て支援拠点施設を整備します。	こども家庭課
小高区街なか賑わい創出事業（小高交流センター）	多世代が地域内外の交流を広げ、地域の活性化と賑わいの創出を図り、地域コミュニティの再構築を推進します。	小高区地域振興課
子どもの遊び場管理運営事業（再掲）	全天候型の運動施設である「わんぱくキッズ広場・かしまわんぱく広場」、小高区子どもの遊び場「N I K Oパーク」等の管理運営を行い、運動や遊びの場を確保します。	こども家庭課
子育て情報発信事業（再掲）	子育て環境の充実を図るため、子育てに関する情報を一元化して発信し、子育て家庭を支援します。	こども家庭課
ゲートキーパー養成研修会（再掲）	大切な人の不安や悩みに気づき、いのちを守るための声かけや地域で支え見守ることができるよう研修会を開催します。	健康づくり課
こころの健康相談事業（再掲）	心の悩みや不安のある方を対象に精神科医師、心理士、保健師等によるこころの健康相談会や電話、来所、家庭訪問等による相談を実施します。	健康づくり課



第5章 子ども・子育て支援サービスの見込量

第1節 教育・保育の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育の量及び地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」と「確保方策」を提供地域単位ごとに設定することとしています。本市においては、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を**全市一地区**と設定します。

なお、これらについては、推計人口や各事業の実績、令和6年度に実施した、子育て支援に関するニーズ調査の結果等を踏まえ、算出しています。

第2節 こどもの人口の見通し

令和2年～令和6年の住民基本台帳を基に、令和7年以降の将来人口を推計しています。

本計画では、量の見込みが必要な0歳から11歳までの人口について、以下のとおり設定しました。

認定区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	247	242	238	234	230
1歳	257	254	250	246	242
2歳	268	251	248	244	240
0～2歳合計	772	747	736	724	712
3歳	267	269	252	250	245
4歳	268	258	260	244	241
5歳	297	269	258	261	244
3～5歳合計	832	796	770	755	730
6歳	323	303	274	264	265
7歳	327	324	304	275	263
8歳	377	330	327	307	277
6～8歳合計	1,027	957	905	846	805
9歳	354	366	321	317	298
10歳	364	357	369	323	320
11歳	379	358	351	364	318
9～11歳合計	1,097	1,081	1,041	1,004	936
0～11歳合計	3,728	3,581	3,452	3,329	3,183

※令和2年～令和5年は9月30日時点、令和6年は8月30日時点の住民基本台帳を基にコーホート変化率法で算出
 ※コーホート変化率法：各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

第3節 量の見込みと確保方策

1 算出項目

(1) 教育・保育の利用の認定と施設

教育・保育の利用の認定		認定内容	利用施設	対象年齢※1
1号	教育標準時間認定	満3歳以上で、 保育の必要性なし、 幼稚園等での教育を希望	(教育・保育施設) ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
2号	満3歳以上・ 保育認定	満3歳以上で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・幼稚園 ・認定こども園	3～5歳
3号	満3歳未満・ 保育認定	満3歳未満で、 保護者の就労・疾病等により、 保育が必要	(教育・保育施設) ・保育園(所) ・認定こども園 (地域型保育事業※2)	0～2歳

※1 対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの

※2 地域型保育事業

- ①家庭的保育 : 家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を保育
- ②小規模保育 : 少人数(定員6～19人)を保育
- ③事業所内保育 : 事業所の保育施設などで、従業員のこどもと地域のこどもと一緒に保育
- ④居宅訪問型保育 : 保護者の自宅で、1対1で保育

(2) 地域子ども・子育て支援事業

No.	対 象 事 業	対象年齢※
1	利用者支援事業	0～11 歳
2	妊婦等包括相談支援事業	妊産婦
3	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター事業)	0～2歳
4	妊産婦健康診査	妊産婦
5	産後ケア事業	出産後1年以内の母子
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4か月
7	養育支援訪問事業	0～18 歳
8	子育て世帯訪問支援事業	妊産婦、0～18 歳未満のこどもがいる家庭
9	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(市町村)
10	子育て短期支援事業	0～18 歳
11	子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	0～11 歳
12	一時預かり事業	0～5歳
13	延長保育事業	0～5歳
14	病児・病後児保育事業	0～11 歳
15	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	1～6年生
16	児童育成支援拠点事業	6～18 歳未満
17	親子関係形成支援事業	0～18 歳未満
18	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	0～5歳
19	実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳
20	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	(事業者)

※対象年齢欄に記載している年齢は、年度開始時点のもの（No. 2、4、9、20を除く）

2 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 量の見込み

市内に居住するこどもの教育・保育の量の見込みは、以下のとおりです。

〔量の見込み〕

(人／月)

認定区分 ※	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①1号認定子ども（3～5歳、保育の必要性なし）	211	201	191	182	173
②2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望者）	179	171	163	155	148
幼稚園等の計	390	372	354	337	321
③2号認定子ども（3～5歳、保育園等利用希望者）	493	472	457	448	433
④3号認定子ども（0歳）	92	90	88	87	86
⑤3号認定子ども（1歳）	165	144	142	140	138
⑥3号認定子ども（2歳）	182	189	187	184	181
保育園等の計	932	895	874	859	838

※本節で示す認定区分は、量の見込み算出のためのニーズ調査上の区分に従ったものであり、実際の教育・保育の利用の認定区分とは異なる場合があります。

(2) 確保方策の内容とその実施時期

市内に居住するこどもの教育・保育の提供の内容は、以下のとおりです。

〔確保方策（認可外保育施設を除く）〕

(人／月)

認定区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①1号認定子ども（3～5歳、保育の必要性なし）	214	204	200	184	180
②2号認定子ども（3～5歳、幼稚園の利用希望者）	192	172	166	157	151
幼稚園等の計	406	376	366	341	331
③2号認定子ども（3～5歳、保育園等利用希望者）	508	493	483	473	468
④3号認定子ども（0歳）	92	92	92	92	92
⑤3号認定子ども（1歳）	165	165	153	147	147
⑥3号認定子ども（2歳）	182	182	182	182	182
保育園等の計	947	932	910	894	889

〔提供箇所数（認可外保育施設を除く）〕

園の区分	公立・私立の区分	箇所数	1号認定 (3～5歳)	2号認定 (3～5歳) 幼稚園希望	2号認定 (3～5歳) 保育園希望	3号認定 (0歳)	3号認定 (1～2歳)
認定こども園	公立	1	○	○	○	○	○
	私立	4	○	○	○	△	○
保育園	公立	2			○	△	○
	私立	4			△	○	○
小規模保育事業	私立	4				△	○
幼稚園	公立	3	○	○			
	私立	1	○	○			

※ △は、一部の園において、年齢により預かり制限があることを表す

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

子どもやその保護者又は妊産婦に対し、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

本市では、これまで母子健康包括支援センター（母子保健）と、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）がそれぞれ支援を行っていましたが、令和6年度より、妊産婦支援や乳幼児健診、母子保健相談等の「母子保健機能」と、養育相談や児童虐待、ヤングケアラー支援等の「児童福祉機能」の両機能を持つ、こども家庭センターを新たに設置し、切れ目ない支援を行っていきます。

(箇所)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
量の見込み	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
確保方策	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(2) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・産婦や配偶者、子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図り、妊娠届出や出生届出を行った妊婦等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援と一体的に実施する事業です。

令和4年度より、出産・子育て応援給付金事業として、伴走型相談支援と経済的支援（出産応援給付金・子育て応援給付金）を実施しています。利用者支援事業の規定が一部改正することにより、令和7年度から「妊婦等包括相談支援事業」としての一体的な実施に向け、検討します。

(人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み 面談実施合計回数（回）	1,004	980	956	932	908
1組当たり面談回数（回）	4	4	4	4	4
妊娠届出数（人）	251	245	239	233	227
②確保方策 面談実施合計回数（回）	1,004	980	956	932	908
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(3) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

常設の地域子育て支援拠点（子育て支援センター）において、乳幼児及びその保護者同士の交流や育児相談、情報提供、助言等を行う事業です。

令和7年度以降においても、実際の利用状況やニーズ量に応じたサービスの提供に努めます。

(人回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	9,972	24,134	24,134	24,134	24,134
②確保方策	18,000	24,134	24,134	24,134	24,134
②－①	8,028	0	0	0	0
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				
実施箇所数	2	2	2	2	2

(4) 妊産婦健康診査

妊産婦の健診費用について回数制限なしで助成を行い、妊娠中の異常の早期発見、治療、適切な指導を推進し、心身ともに安定した状態で出産できるよう支援します。また、医療機関と連携し、ハイリスク妊産婦の支援を行います。

(5) 産後ケア事業

産後のお母さんの身体的な回復のための支援、授乳の指導及び乳房ケア、育児相談、保健指導などを行う事業で、訪問型、日帰り型、宿泊型でケアを受けることができます。提供体制の整備を図るため、令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられます。

現在市内では、南相馬市立総合病院 1 か所で実施しており、引き続き、産後の母子に対する心身ケアや育児サポート等を行い、安心・安全な子育て環境の整備に努めます。

(人日／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	98	96	94	93	91
訪問ケア	15	15	14	14	14
日帰りケア	74	73	72	71	70
宿泊ケア	9	8	8	7	7
②確保方策	100	100	100	100	100
訪問ケア	15	15	15	15	15
日帰りケア	75	75	75	75	75
宿泊ケア	10	10	10	10	10
②－①	2	4	6	7	9
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(6) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全家庭を保健師等が訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴、相談、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、乳児及びその保護者の心身の様子や養育環境の把握を行い、支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討や関係機関との連絡調整を行います。

(人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（新生児数）	247	242	238	234	230
②確保方策（訪問件数）	247	242	238	234	230
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の算出方法	推計人口(0歳児)による算出				

(7) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業などにより、特に養育支援が必要と判断された家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児不安の解消や養育能力を向上、虐待のおそれやリスクを抱える家庭の養育環境の改善等のための相談・指導を行う事業です。

家事支援及び育児・養育支援については、令和5年度より開始した子育て世帯訪問支援事業へ移行となり、養育支援が必要な家庭の早期発見、訪問・指導を実施していきます。

(人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	45	44	44	43	42
②確保方策（延べ人数）	70	70	70	70	70
②－①	25	26	26	27	28
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(8) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

令和6年度より、地域こども・子育て支援事業に位置付けられましたが、本市では令和5年度より事業を実施しています。

(世帯／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（延べ人数）	17	17	18	18	20
②確保方策（延べ人数）	20	20	20	20	20
②－①	3	3	2	2	0
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、職員の専門性向上のための研修受講や関係機関の専門性を高めるための講習会の開催、ケース記録や台帳の電子化等、環境整備等を推進していきます。

(10) 子育て短期支援事業

保護者が仕事や疾病などの理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合などに、児童養護施設等において一定期間、児童の養育を行う事業です。

本市では、子育て短期支援事業（ショートステイ）を認可外保育施設及び里親への委託により実施しており、今後もニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(人日／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	7	8	8	9	9
②確保方策	10	10	10	10	10
②－①	3	2	2	1	1
確保方策の見込量算出方法	実績値を基に算出				
実施箇所数	1				

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

こどもの預かり等の援助を受けることを希望する人「おねがい会員」と、援助を行うことを希望する人「まかせて会員」との相互援助による預かりや送迎といった活動について連絡・調整を行う事業です。

受け皿となる「まかせて会員」の登録者数の増加に努めるとともに、利用時の自己負担金の軽減措置を実施し、保護者が利用しやすいサービスの提供に努めます。

(人日／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	534	528	521	528	526
②確保方策	540	540	540	540	540
②－①	6	12	19	12	14
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(12) 一時預かり事業

本市では、子育て支援センター等において、在園していない乳幼児を一時的に預かる「一般型」の一時預かりと、幼稚園や認定こども園において、教育時間終了後や夏・冬・春休みなどの長期休業期間中の在園児の預かりを行う「幼稚園型」の一時預かり事業を実施しています。

今後も、子育て支援センター、幼稚園、認定こども園等で受け入れに努めるとともに、ニーズに対応した預かり体制の確保を推進します。

〔一般型（子育て支援センター、幼稚園、認定こども園）〕 (人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	632	2,234	2,234	2,234	2,234
②確保方策	2,135	3,050	3,050	3,050	3,050
②－①	1,503	816	816	816	816
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				
実施箇所数	3	3	3	3	3

※実施施設：公立3

※民間サービス分についてはサービス形態が未定のため箇所数に含めていない。

〔幼稚園型（幼稚園、認定こども園）〕 (人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	28,149	29,351	30,618	31,964	33,381
1号認定子ども	2,110	2,010	1,910	1,820	1,730
2号認定子ども	26,039	27,341	28,708	30,144	31,651
②確保方策	28,540	30,840	30,800	33,040	34,200
1号認定子ども	2,140	2,040	2,000	1,840	1,800
2号認定子ども	26,400	28,800	28,800	31,200	32,400
②－①	391	1,489	182	1,076	819
1号認定子ども	30	30	90	20	70
2号認定子ども	361	1,459	92	1,056	749
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				
実施箇所数	8	8	8	8	8

※実施施設：公立4、私立4

(13) 延長保育事業

保育園（所）、認定こども園において、通常保育時間を超え、延長して保育を行う事業です。

今後も、保護者の就労形態などに配慮したサービスの提供体制を確保していきます。

(人／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	37	39	42	44	47
②確保方策	56	56	56	56	56
②－①	19	17	14	12	9
確保方策の算出方法	8施設×7人				
実施箇所数	8				

※実施施設：公立2、私立6

(14) 病児・病後児保育事業

病気に伴う発熱など（当面の症状の急変が認められないもの）により登園できないこどもや、病気の回復途中で集団保育が困難なこども等を、病院・保育園（所）等に付設された専用スペース等において、看護師と保育士が一時的に保育する事業です。

本市では、令和6年6月より「はらまちスマイルクリニック」内の病児・病後児保育室「にこにこ」にて病児・病後児保育事業が始まりました。今後も、ニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(人日／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①量の見込み	360	420	480	540	600
②確保方策	720	720	720	720	720
②－①	360	300	240	180	120
確保方策の算出方法	3人/日×20日×12月				
実施箇所数	1				

(15) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校児童に対して、学校の余裕教室、児童センターなどにおいて、放課後や週末、夏・冬・春休みなどの長期休業期間中に、適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

令和7年度以降、実際の申し込み状況により、必要な児童クラブの定員の拡充を行いながら、サービス提供に努めます。

(人／年)

	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度
①－1 量の見込み（低学年）	586	566	553	534	524
小学1年生	194	188	176	175	180
小学2年生	192	196	190	178	175
小学3年生	200	182	187	181	169
①－2 量の見込み（高学年）	345	366	369	372	370
小学4年生	153	166	152	156	153
小学5年生	118	123	135	124	130
小学6年生	74	77	82	92	87
①確保方策	935	935	935	935	935
②－①	4	3	13	29	41
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				
実施施設数	16				

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、こどもの居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的としています。

令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業に位置付けられましたが、本市では令和4年度より子どもの居場所づくり事業として実施しています。

(人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	28	28	27	26
②確保方策	30	30	30	30	30
②－①	1	2	2	3	4
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を目的として、児童及びその保護者に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業で、令和6年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられました。

(人／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	29	28	27	27	26
②確保方策	30	30	30	30	30
②－①	1	2	3	3	4
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育施設等に通園していない児童を対象に、保護者の就労の有無にかかわらず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。児童が保護者の方と一緒に施設を定期的に利用し、他の児童とかかわったり、園の先生とふれあい遊びや集団遊び等、年齢に合った遊びが経験できる事業です。また、保育士や教諭に子育てに関する疑問や悩みも相談できます。令和7年度より、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、令和8年度より全ての自治体で実施することとされています。

本市では、本格的な実施に向け、令和6年度より0～2歳児は4か所の保育園・こども園で、3～5歳児は3か所の幼稚園・こども園で試行的に実施しています。

〔必要定員数〕

(人日／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	20	20	20	19	19
0歳児	2	2	2	2	2
1歳児	2	2	2	2	2
2歳児	16	16	16	15	15
②確保方策	20	20	20	19	19
0歳児	2	2	2	2	2
1歳児	2	2	2	2	2
2歳児	16	16	16	15	15
②－①	0	0	0	0	0
確保方策の算出方法	実績値を基に算出				

〔必要受入時間〕

(時間／年)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3,491	3,399	3,347	3,292	3,237
②確保方策	3,491	3,399	3,347	3,292	3,237
②－①	0	0	0	0	0
実施箇所数	4	4	4	4	4

(19) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

幼稚園や保育園等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入費用や行事参加費用について、保護者の世帯所得の状況などを勘案し、必要に応じた助成を行う事業です。

現在まで、本市においては事業を実施していませんが、当該事業の必要性に応じ、実施について検討します。

(20) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

幼稚園・保育園等の教育・保育施設や、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者の支援を行うほか、特別な支援が必要なこどもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

現在まで、本市においては事業を実施していませんが、当該事業の必要性に応じ、実施について検討します。

第4節 子ども・子育て支援給付^(※)に係る教育・保育の一体的提供 及び当該教育・保育の推進体制の確保の内容

1 認定こども園の普及について

認定こども園は、教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園（所）の両方の良さを併せ持つ施設です。

保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園（所）を継続して利用できるなど、こどもにとっても保護者にとってもメリットがあると考えられることから、今後、市の幼稚園、保育園（所）について設置、再編、統廃合等を行う際は、認定こども園への移行を前提に検討していきます。

また、市内の民間の幼稚園、保育園（所）に対しては、認定こども園についての情報の提供を行うとともに、認定こども園への移行に伴う幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援策を検討・実施するなど、幼稚園及び保育園（所）から認定こども園への移行を支援していきます。

2 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の推進について

乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、こどもの健やかな発達を保証するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

そのために、認定こども園の普及促進、県や保育士等養成機関等と連携した人材の確保・育成、国際化の進展に伴い増加が見込まれる、海外から帰国した幼児や外国人幼児などの外国につながる幼児が円滑な教育・保育の利用ができるよう適切な支援を行うための体制整備、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等の検討などに努めるとともに、保育・教育サービス等の評価にも取り組みます。

3 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育園（所）と小学校等との連携の推進について

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供並びに地域の子育て支援機能の維持・確保等を図るため、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業、その他のこども・子育て支援を行う者同士の相互の密接な連携が必要です。

そのためには、それぞれの職員同士の意見（情報）交換や研修の場が必要であり、市としても相互交流が図れるよう支援を行います。

また、保育園（所）や幼稚園から小学校へ円滑に移行できるように、保育園（所）・幼稚園と小学校との連携会議を実施し、連携強化を図っていきます。

※子ども・子育て支援給付：「児童手当」と、教育・保育給付の「施設型給付（認定こども園、幼稚園、保育所）」及び「地域型保育給付（小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）」

第5節 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法では、保護者からの申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっており、これまでは「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つから構成されていましたが、令和元年10月より施行された幼児・教育の無償化の実施にあたり「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。

現在、市では0歳児から5歳児までのこどもの保育料の無料化を実施しています。

国の無償化の対象は、3歳児から5歳児までと住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までで保育の必要性のあるこどもですが、国の無償化の対象とならない0歳児から2歳児までのこどもについては、市独自の保育料の無料化を行っています。

また、市内に住所を有する市内の認可外保育施設利用者について、国の無償化の対象とならない0歳児から5歳児までのこどもについては、市独自の助成を行っています。

幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、事前に認定を受ける必要があることから、「子育てのための施設等利用給付」の実施にあたっては、公正かつ適正な支給、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しながら、円滑な実施に向けた給付方法の検討を行っていくこととします。

第6章

計画の推進



第6章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本計画の推進にあたっては、保健・福祉・医療・教育等で一層の連携を図り、それぞれの領域での個別対応だけでなく、市民にとって適切なサービスを円滑に提供できるよう情報を共有する必要があります。

このため、地域の情報を的確にとらえ、市民と地域社会を取り巻く状況について、共通の理解を持ちながら施策を推進することが求められており、関係機関や地域との連携を強化し、協働の立場で計画を推進していきます。

関係主体それぞれの役割分担は、下記に示すとおりとします。

関係主体	役 割
南相馬市	1. こどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子育て支援事業を総合的かつ計画的に行います。 2. 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。 3. 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、こどもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保します。
福島県	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対し、必要な助言及び適切な援助を行います。 特に専門性の高い施策及び市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じます。
国	法に基づく事業が適正かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講じます。
事業主	雇用する労働者に係る多様な労働条件と、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られる雇用環境を整備します。 国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。
市民 (NPO等含む)	子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は福島県や南相馬市が講ずる子ども・子育て支援へ協力します。

第2節 計画の推進

本計画の進行管理は、年1回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

また、事業の実施にあたっては、効率性、実効性のある事業の推進を図るとともに、特定財源の積極的な活用や、子育て分野の施策に活用可能な基金の充当など、創意工夫による自主財源の確保等に努めることとします。



さらに、「こども未来ミーティングU18」をはじめ、幅広く、多様な背景を持つ子ども・若者から意見を聴き、その意見が施策に反映されるよう努めます。

各事業の実施にあたっては、可能な限り子ども・若者が参加する機会を設け、市政運営への子ども・若者の参加促進を図ります。

第3節 施策の周知

本計画の実施にあたっては、事業の対象とすることどもや家庭等に必要な支援が適切に届くよう、公共施設、広報紙、パンフレット等、インターネット、相談支援その他の多様な媒体と機会を捉えた周知広報に努めるものとします。



こども子育て本気で応援 南相馬市 子育て応援サイト みなみそうま

第4節 SDGs（持続可能な開発目標）の理念の実践

SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）とは、2001年（平成13年）に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年（平成27年）9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的な取組が求められています。

本市においても、本計画を推進し、こどもや子育て家庭の課題の解消を図ることで、国際的な目標であるSDGsの理念の実践を図ります。



【本計画の取組と関連性の高い目標】

1 貧困をなくそう 	目標1 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	2 飢餓をゼロに 	目標2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を 	目標3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	4 質の高い教育をみんなに 	目標4 質の高い教育をみんなに すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう 	目標5 ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う	8 働きがいも経済成長も 	目標8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	10 人や国の不平等をなくそう 	目標10 人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	目標11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する	16 平和と公正をすべての人に 	目標16 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリシップで目標を達成しよう 	目標17 パートナリシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

